

令和四年十一月 青森県議会第百十二回定例会会議録 第二号

令和四年十二月一日(木) 議事日程 第三日

午前十時三十分開議

第一、一般質問

本日の会議に付した事件

第一、一般質問(越前陽悦、安藤晴美、成田陽光、谷川政人各議員)

午前十時三十分開議

出席議員 四十六名

議長 長三橋 一三

副議長 蛭沢 正勝

一番 三橋 一三

三番 山本 知也

五番 大崎 光明

七番 和田 寛司

九番 谷川 政人

十一番 田中 満

十四番 山口 多喜二

十六番 花田 栄介

十八番 菊池 憲太郎

二十番 吉田 絹恵

二十二番 松田 勝

二十四番 一戸 富美雄

二十六番 蛭沢 正勝

二番 成田 陽光

四番 福士 直治

六番 木明 和人

八番 小比類 巻 正規

十番 鶴賀 谷 貴

十二番 吉俣 洋

十五番 鳴海 惠一郎

十七番 齊藤 爾

十九番 寺田 達也

二十一番 今博

二十三番 関良

二十五番 工藤 義春

二十七番 高橋 修一

二十八番 工藤 慎康

三十番 櫛引 ユキ子

三十二番 畠山 敬一

三十四番 川村 悟

三十六番 丸井 裕

三十八番 岡元 行人

四十番 森内 之保留

四十二番 越前 陽悦

四十四番 田中 順造

四十六番 田名部 定男

欠員 二名

十三番 四十八番

二十九番 夏堀 浩一

三十一番 山谷 清文

三十三番 安藤 晴美

三十五番 渋谷 哲一

三十七番 山田 知

三十九番 工藤 兼光

四十一番 清水 悦郎

四十三番 阿部 広悦

四十五番 伊吹 信一

四十七番 鹿内 博

出席事務局職員

局長 田中 道郎

総括主幹 佐々木 真也

総括主幹 中野 弥寿喜

専門員 堀越 聡子

主幹 荒井 千万人

次長 石岡 勇一

総括主幹 高橋 正樹

主幹 古川 祐子

主幹 前川 好之

地方自治法第百二十一条による出席者

知事 三村 申吾

副知事 青山 祐治

副知事 柏木 司

総務部長 小谷 知也 次 長 豊島 信幸
財政課長 千葉 雄文

企画政策部長 東 直樹
環境生活部長 石坂 直人
健康福祉部長 永田 翔
商工労働部長 三浦 雅彦
農林水産部長 赤平 次郎
県土整備部長 宮本 健也
観光国際戦略局長 堀 義明
エネルギー総合対策局長 坂本 敏昭
教育 長 和嶋 延寿 教育次長 小坂 秀滋
警察本部長 磯 丈男 警務部長 齋藤 千尋

○議長（三橋一三） おはようございます。ただいまより会議を開きます。

◎ 一般質問 継続

○議長（三橋一三） 一般質問を継続いたします。

四十二番越前陽悦議員の登壇を許可いたします。――越前議員。

○四十二番（越前陽悦） おはようございます。私は、自由民主党の越前陽悦でございます。

いよいよ今日から十二月、師走であります。今からちょうど二十年前の二〇〇二年（平成十四年）十二月一日は、東北新幹線の八戸開業の日であります。大湊から八戸駅まで新幹線接続直通列車を運行していただいた記念の日でもあります。本日で記念すべき二十周年となり、併せて青い森鉄道が開業し、記念すべき二十周年となりました。心からお祝いと、これまでの御尽力に感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

います。

また、今年には鉄道開業百五十周年の記念すべき年でもあります。一八七二年（明治五年）の十月十四日、新橋―横浜間で日本で最初の鉄道が開業し、これを境に我が国の交通事情や時間の使い方の概念が大きく変わったのであり、JRになってからは、東北新幹線八戸駅開業、新青森駅開業、北海道新幹線開業がなされ、その後、グスティネーシヨンキャンペーンの実施によって、観光振興、経済振興に多大なる貢献をなされてまいりましたことに対し、心から感謝を申し上げます次第であります。

さらに、私どもの師弟が崇高な国防の任務を遂行させていただいている海上自衛隊は、今年で創設七十周年、陸上自衛隊、航空自衛隊は創設六十八周年の記念すべき年を迎えたのであります。このような記念すべき年の記念すべき日に選ばれた議員として一般質問ができますことは、私の議員活動の歴史を飾るものであり、この上ない喜びでございます。

日本国有鉄道東北自動車部の職員を経て、むつ市議会議員五期二十年、その後、県議会議員として六期二十四年、専業議員として四十四年間、県民の幸せと県勢発展のため、邁進してまいりました。ひとえに感謝なくして我が人生なしの心境であり、改めて家族の協力の下、市民の皆様をはじめ、県並びに県議会及び広く県民の皆様方の力強い御支援を賜ってまいりましたことに対し、心から感謝を申し上げます次第であります。

これまで、長年にわたり取り上げてまいりました県政の重要課題についての取組状況と、これまでの取組を踏まえた問題点や課題の検証、さらに、それを踏まえての今後の具体的な取組や取組の方向性を中心に、順次通告に従って質問してまいりますので、知事、副知事はじめ、関係各部長、教育長におかれましては、具体的かつ明快なる御答弁を賜りますようお願いを申し上げます次第であります。

最初の質問は、第八波に向けた新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねいたします。

国内外並びに県内においても、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況にあり、一日も早く収束することを心から祈りつつ、質問に入ります。

さて、一昨年、新型コロナウイルス感染症が確認されて以降、数回の感染拡大などにより、多くの方々の感染が確認されました。特に今年夏のいわゆる第七波においては、全国的にこれまでにない感染拡大となりましたが、今冬は新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時流行により、外来を訪れる発熱患者が第七波を上回る可能性もあると言われており、陽性者の急激な増加による病床使用率の上昇など、医療の逼迫が懸念されております。

そこで、まずは一点目の質問として、新型コロナウイルス感染症の第八波や季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されている中、検査体制強化や病床確保など保健医療提供体制の確保に、県はどのような取り組みでいくのかお伺いいたします。

続いて、ワクチン接種の現状と今後の取組についての質問であります。

新型コロナウイルスについては、現在、オミクロン株に対応した二価ワクチンの接種が進められております。このオミクロン株に対応したワクチンは、従来株の成分に加えて、現在流行の中心であるオミクロン株の成分が含まれていることから、従来型ワクチンを上回る効果があり、安全性についても従来型ワクチンとおおむね同様であると聞いています。

全国的に第八波も懸念されている中、多くの方々が移動し、集まる機会が増える年末年始を安全・安心に楽しく過ごすためにも、接種券が届いている方は、このオミクロン株に対応したワクチンを、時期を逃さず、今このタイミングで接種することが非常に重要であると考

るところであります。ワクチン接種は、自分自身のみならず、家族や高齢者などの重症化リスクの高い方を守ることもつながるということとを改めて認識し、多くの方々に接種を検討していただくことが重要と考えるところであります。

そこで、重症化予防のためにはワクチン接種が重要と考えますが、県として具体的にどのような取り組みでいるのかお伺いいたします。

続いて、逼迫する医療体制の強化に向けた医師や看護師等の確保についての質問であります。

感染者が増加するに従って、医師や看護師等の医療従事者は多忙を極め、医療体制の逼迫が懸念されるところであります。医療体制の逼迫は、新型コロナウイルス感染症以外の治療にも影響を及ぼしかねないと考えるところであります。

そこで、医療崩壊を生じさせないためには、平常時から医療従事者の確保に取り組むことが非常に重要と考えますが、その取組状況と今後の具体的な取組についてお伺いいたします。

続いて、県立高等学校及び県立特別支援学校における感染症対策についての質問であります。

県立高等学校及び県立特別支援学校では、これまでも新型コロナウイルス感染症対策として、集団感染のリスクを低減し、子供たちの学習の機会を保障するため、密閉の回避、密集の回避、密接場面への対応等、学校生活において密を避ける対応を徹底してきたものと認識しております。

私としても、本県の未来を担う子供たちの命と健康を守りたいとの思いから、これまで具体的な取組を行ってまいりました。しかし、現状において、全国的には新規感染者が増加傾向にあり、本県においても感染拡大が懸念される状況になっているものと私は考えるところであります。

今年度前半においても、学校での感染拡大により、クラスターと認

定された事案が多数発生いたしました。今後、さらなる新規感染症患者の増加に伴い、学校における感染拡大とクラスター発生が心配される状況となっており、学校における感染症対策のより一層の強化が必要であると考えております。このような状況の中で、生徒の感染防止を図ることはもちろんのこと、職員室における感染症対策についても徹底する必要があるものと私は考えておるところであります。

そこで、次の二点について伺いいたします。

まず一点目として、学校における感染症対策の取組状況と今後の具体的な取組について伺いいたします。

次に、二点目として、職員室における感染症対策を徹底するため、県教育委員会の取組状況と、今後の具体的な取組について伺いいたします。

次に、人口減少克服に向けた対策の強化について伺っておりますが、まずは社会減対策の充実、強化についてお尋ねいたします。

少子高齢化の進展により、全国的に自然減による人口減少が進む中、本県にあつては、若者や女性の県外流出による社会減も大きな課題となっております。人口減少は、本県の経済規模の縮小や各産業における担い手不足、地域社会の機能低下など、あらゆる面に影響を及ぼし、特に若年女性の減少は出生数の減少につながってくるため、私は、これまでの取組の成果と課題をきちんと検証した上で、今後の効果的な施策展開につなげていかなければならないと考えております。

そこで、本県の最重要課題である人口減少克服のためには、若者や女性の県内定着・還流促進をはじめとした社会減対策が重要と考えておりますが、これまでの取組状況と、今後、県として具体的にどのような取組組んでいくのか伺いいたします。

次に、人口減少克服に向けた労働力人口の確保についてお尋ねいたします。

人口減少克服のためには、人口減少社会にあっても労働力をしっかりと

りと確保し、本県産業の振興と経済の維持、発展を図っていくことが極めて重要であります。そのためには、インターシップ事業の充実や雇用の場づくりと受皿づくりが必要不可欠であります。若年者雇用並びに高校生や大学生等の県内就職は重要な課題であります。

そこで、まずは若年者の県内就職について伺いいたします。

一点目として、県内高校生、大学生等の県内就職の状況及び県内就職促進に向けたこれまでの取組状況と、今後の具体的な取組について伺いいたします。

次に、高校生の県内就職促進のためには、卒業後の就労に直接影響を与えるインターシップの取組が重要と考えておりますが、現状では、年一回、三日から四日のみの取組となつているところであり、非常に少ない日数であります。私は、このインターシップのさらなる充実、強化を図ることが最も重要なことであると考えるものであります。

そこで、二点目として、高校生の県内就職促進のためにはインターシップの取組が重要と考えますが、県教育委員会の取組状況と今後の具体的な取組について伺いいたします。

三点目として、若年者の県内就職促進のためには、県外の大学等に進学した学生への対応も最も重要な事項であると考えておりますが、これまでの取組状況と今後の具体的な取組について伺いいたします。

また、子育て中の女性や中高年齢者といった潜在的な労働力の掘り起こしも、人口減少社会における労働力確保に有効な対策であります。

そこで、四点目として、労働力人口を確保するためには、女性や中高年齢者を対象とした対策が重要と考えますが、これまでの取組状況と今後の具体的な取組について伺いいたします。

次に、障害のある方々の雇用の場づくりについての質問であります。障害のある方も共に生きる社会の実現を目指し、強い信念

と思いを抱き、関係機関並びに関係者と共に歩んできた我が人生であります。

そこで、五項目として、本県における障害者雇用の現状及び雇用促進に向けたこれまでの取組状況と、今後の具体的な取組についてお伺いいたします。

続いて、県立特別支援学校高等部卒業生の就職状況と就職促進についての質問であります。

これまでの県立特別支援学校高等部卒業生の就職状況については、就職を希望している生徒の多くが就職することができていると認識しております。ひとえに県教育委員会をはじめ、各校においてのこれまでの取組の成果であると評価するものではありませんが、就職を希望する全ての生徒が夢を実現できますよう、県教育委員会におかれましては、就労促進に向けまして、今後ますます積極的に取り組んでいただきたいのであります。

そこで、六項目として、県立特別支援学校高等部生徒の就職状況及び就職促進に向けた県教育委員会の取組状況と、今後の具体的な取組についてお伺いいたします。

次に、安心して結婚、出産、子育てができる環境づくりについてお尋ねいたします。

人口減少克服のためには、社会減対策に加え、自然減対策も重要な課題であり、本県としても喫緊の課題であります。

県では、平成二十三年度から結婚したい男女の出会いを支援するため、あおもり出会いサポートセンターを設置し、結婚支援に取り組んできております。また、青森県基本計画「選ばれる青森」への挑戦において、安心して子供を産み育てられる環境づくりに取り組んでいくこととしております。

そこで、次の四点についてお伺いしてまいります。

一点目として、結婚支援に係るこれまでの取組状況と成果について

お伺いいたします。

二点目として、県は、今後どのように結婚支援に取り組んでいくのかお伺いいたします。

三点目として、出産・子育て支援に係るこれまでの取組状況と成果についてはどのようになっているのかお伺いいたします。

四点目として、県は、今後、どのように出産・子育て支援にさらに取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、健康づくりと短命県返上に向けたがん対策の推進についてお尋ねいたします。

最愛の家族を失った私の体験として、悲しみは決して消えることはありません。だからこそ健康に勝るものはない、肌で感じるものがあります。命、命、命、そして健康の大切さへの思いは、誰よりも強いものとなっております。

さて、青森県は、男女とも平均寿命が最下位であり、死因の三割を占めているがんについては、平成十六年から令和三年まで実に十八年連続で全国最下位となっていることは、誠に残念なことであります。

これまでも県では、知事を先頭に関係機関が一丸となって様々ながん対策に取り組んでいるほか、平成二十八年三月には、県立中央病院にPET-CTを導入するなど、高度で専門的な医療に取り組んでおられます。こうした取組を承知しているからこそ、がん死亡率が全国最下位であることが極めて残念でならないのであります。

健康で長生きできる青森県を目指して短命県を返上するためには、過去の取組をしっかりと検証し、がんを含む生活習慣病にならないよう、また、重症化させないよう、県民一人一人の健康づくりの推進や、がん対策の取組を一層具体的に進めることが最重要課題であると痛感しているのであります。

そこで、次の三点についてお伺いいたします。

第一点目として、がんの七十五歳未満年齢調整死亡率が十八年連続

最下位であることに對し、要因をどのように捉え、がん死亡率最下位脱出のため、今後、具体的にどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

二点目として、短命県返上に向け、科学的根拠に基づくがん検診の推進など、がん対策について、医療関係者や地方自治体及び県民や事業者等が一丸となって進めていくことが重要と考えておりますが、これまでの取組状況と今後の具体的な取組についてお伺いいたします。

三点目として、短命県返上に向けて、若者や働き盛り世代からの健康づくりが重要と考えておりますが、県のこれまでの取組と今後の具体的な取組についてお伺いいたします。

次に、本県における水産業振興とそれを支える漁港、漁場の整備についてお尋ねいたします。

本県にとって水産業は、地域を支える主要産業の一つであり、知事が明言しているとおり、私も常々一次産業の発展なくして青森県の発展なしと考えており、当然ながら、水産業についても必要不可欠であると強く感じているところであります。

しかしながら、近年は、本県に水揚げされるサケやスルメイカなどの主要魚種の極端な不漁が続くとともに、漁業者数も年々減少するなど、非常事態と言える状況であります。漁業生産が停滞し、思うように漁業就業者の確保が進まない中で、水産業を安定させ、この難局を克服していくためには、水産施設の根幹の一つである、つくり育てる漁業の振興について、関係者が一致団結して取り組む必要があります。また、地域を支える水産業の振興を図っていくためには、基盤となる漁港、漁場の整備を着実に進めていくことが最も重要な課題であると私は考えているのであります。

私は、下北地域の漁業者の皆さんから様々な意見を聞いておるところであります。例えば、コンブ藻場や、本年五月に完成いたしました野牛漁港の荷さばき施設など、これまでに整備した施設は漁業者に

とって大変役立つっており、引き続き、水産資源を育む藻場などの増殖場や魚礁などの漁場の整備、激甚化する自然災害に対応した防波堤などの整備が強く望まれていることを実感しているところであります。

そこで、次の三点についてお伺いいたします。

一点目として、不漁が続く本県水産業の現状を踏まえ、本県水産業の発展に向けたつくり育てる漁業のさらなる推進について、県はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

二点目として、水産業の振興には、水産資源の増大につながる漁場の整備を進めるべきと考えますが、県内及び下北地域における漁場整備の現状と今後の具体的な取組についてお伺いいたします。

三点目として、水産業の振興には、災害に強い漁港整備を進めるべきと私は考えておりますが、県内及び下北地域における漁港整備の現状と今後の具体的な取組についてお伺いするものであります。

次に、防災・減災、国土強靱化に向けた下北地域の道路整備についてお尋ねいたします。

令和三年八月の豪雨による災害から一年以上が過ぎました。しかし、風間浦村の国道二七九号は、いまだに片側交互通行区間があり、国の直轄権限代行工事として実施している小赤川橋についても、いまだに仮橋による片側交互通行となっており、住民生活に大変な不便を来している状況が続いているのであります。

近年は、異常気象による災害も多く発生し、本年においても、八月三日から十三日にかけての大雨により、県内各地で多くの災害が発生したところであり、再度の災害発生の可能性もあることから、地域の方々は、安全・安心に通行が可能となる一日も早い本復旧を待ち望んでいるところであります。

また、東日本大震災以降も、平成二十四年の忘れもしない豪雪では、国道二七九号はもとより、国道三三八号や周辺の県道、市町村道の全てにおいて通行止め障害が発生し、下北半島地域が陸の孤島となった

事態を経験しております。皆様御案内のとおりであります。防災・減災、国土強靱化を図る、災害に強いネットワークの早期整備は重要な課題であります。

私は、これまでも下北半島縦貫道路の早期整備の必要性を強く訴え、機会あるごとに質問し、私は現場主義で、現場に足を運び、その進捗状況を注視してきたところであります。今年度、全線事業化が達成されたことで、下北半島縦貫道路の整備に一定のめどが立ったところであります。心から感謝を申し上げます。

近年は、事業費の確保が順調で、工事も着実に進んできており、このことは、県や県議会、地元市町村をはじめ、下北半島縦貫道路の早期供用を目指し、長年にわたり積極的に活動を展開してまいりました多くの方々、そしてまた、下北未来塾の御尽力のおかげであり、心から感謝を申し上げる次第であります。

先月、十一月二十七日には、六戸町と七戸町を結ぶ上北自動車道約二十三・七キロメートルが十八年越しに待望の全線開通したところであり、上北自動車道とともに、本県の高規格道路ネットワークを担う下北半島縦貫道路についても、早期の全線開通に向けて急がなければなりません。

そこで、次の六点についてお伺いいたします。

まずは、国道二七九号の災害復旧工事についての質問であります。

昨年十一月議会の第三百八回定例会での私の質問に対し、令和三年八月の大雨で被災した十一か所の災害復旧工事箇所について、令和四年の本復旧完了を目指して進めていると答弁をいただいているところであります。

そこで、一点目として、令和三年八月の大雨で被災した国道二七九号の災害復旧工事のこれまでの実施状況と復旧の今後の具体的な見通しについてお伺いいたします。

次に、小赤川橋についての質問であります。

昨年度十月の建設委員会において質問したところ、令和五年三月末までの完成を目指すと答弁されていたところであります。

そこで、二点目として、国が権限代行工事で進めている国道二七九号小赤川橋の復旧工事の進捗状況と、今後の見通しについてお伺いいたします。

次に、下北半島縦貫道路の取組についての質問であります。

むつ南バイパスの進捗は目覚ましく、令和二年十一月開会の第三百四回定例会での私の質問に対し、知事が令和四年度内に供用すると答弁されたことが大きく報道され、私自身も、先日、下北地域県民局地域整備部と現場調査に行き、着実に進捗していることを確認してきたところであります。

そこで、三点目として、下北半島縦貫道路の整備状況とむつ南バイパスの供用開始の明確な時期について、令和四年度の何月何日になるのか、ずばりお伺いいたします。

次に、国道三三八号の大湊Ⅱ期バイパス及び白糠バイパスについての質問であります。

昨年度四月及び十月の建設委員会において質問したところ、大湊Ⅱ期バイパスについては、海上自衛隊がある桜木町側の用地取得を完了させること、また、白糠バイパスについては、共有地の早期取得に向け、国土交通省との協議を進めると答弁されているところであります。

そこで、四点目として、国道三三八号大湊Ⅱ期バイパス及び白糠バイパスの進捗状況と、今後の具体的な取組についてお伺いいたします。

次に、国道三三八号の川内地区の道路整備等についての質問であります。

昨年度十月の建設委員会において質問したところ、宿野部工区について、早期完成を目指すなど整備を進めていると答弁されていたところであります。

そこで、五点目として、国道三三八号川内地区の田野沢工区、高野

川橋の架け替え工事、桧川工区、宿野部工区の進捗状況と今後の具体的な取組についてお伺いいたします。

最後の質問となります。主要地方道川内佐井線の通年通行開始についての質問であります。

昨年度の九月と十二月の建設委員会での私の質問において、令和四年冬期から、まさに今冬期からの通年通行を開始すると答弁をいただいているところであり、そのように私も理解して、また、進められて、取り組まれているところであります。

そこで、六日目として、主要地方道川内佐井線が令和四年、今冬期から通年通行が開始されますが、その工事概要と想定されている非常時の対応については、どのように対応されているのかお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。御清聴誠にありがとうございます。

○議長（三橋一三） 知事。

○知事（三村申吾） おはようございます。越前議員にお答えいたします。

まず、私からは、人口減少克服のための社会減対策の重要性、それを具体的にどのように進めていくかということでございます。

私は、若者や女性の県内定着・還流を進めていくためには、魅力ある雇用の創出、拡大を図ることに加え、本県で実現できる多様な生き方、働き方や、本県の可能性を分かりやすく示すことが重要と考えております。このため、創業、起業の推進や新産業の創出、若者の関心が高いＩＴ分野等の企業誘致活動のほか、本県の仕事や暮らしの魅力の発信、県内外での企業説明会や移住促進イベントの開催などに取り組んできました。

また、本年六月には、あおもり若者定着奨学金返還支援制度を創設し、産業人財の確保と併せ、若者の県内定着・還流を一層促進してい

るところでございます。

これまでの地道な取組によりまして、企業誘致件数が着実に増加しておりますほか、創業者数も六年連続で百名を超えており、その内訳も、約五割が三十代以下の若年層となっているなど、若者がチャレンジできる青森県になってきていると実感しているところでございます。

さらに、都内での移住相談件数は年々増加傾向にあることに加えまして、昨年度の移住決定者を年代別で見ますと、二十代から四十代までの方が約八割となっております。比較的若い世代の本県への移住に対する関心が高まっているものと考えております。

私といたしましては、コロナ禍で地方への関心が高まっている今こそ、これまでの取組の成果や本県の多様性と可能性を若い方々や保護者世代の方々にしつかりと伝え、働く場所、生きる場所として若者や女性から選ばれる青森となるよう、引き続き全力で取り組んでまいります。

続いて、本県水産業発展に向けたつくり育てる漁業のさらなる推進についてでございます。

本県水産業のうち、イカ釣りなどの漁船漁業につきましては、近年、海洋環境の変化などによる漁獲量の著しい減少に燃油価格の高騰なども相まって年々経営が厳しさを増す一方で、陸奥湾のホタテガイをはじめとする養殖業は、安定した状況にございます。

私は、長引く不漁や資源管理の強化による漁獲制限の拡大が予想される中で、本県水産業の活力を取り戻していくためには、つくり育てる漁業に大きくかじを切る時期を迎えており、栽培漁業や養殖業を一層推進していく必要があると考えているところであります。

このため、現在策定を進めております新たな青森県栽培基本計画では、計画に位置づける魚種を収益性などの観点から見直しまして、放流種苗については、アイナメを含む七魚種とするほか、新たに養殖魚

種としてマツカワを対象に加えまして、その種苗生産に取り組む予定としております。

また、養殖業の柱でありますホタテガイにつきましては、安定した生産量を維持するために、陸奥湾全域で親貝の確保に取り組むよう、漁業者や各漁協等の合意形成を促すほか、県産業技術センターが開発しました青い森紅サーモンの生産力強化や、水産生物の増殖機能を持つ漁場整備にも取り組むなど、関係者一丸となつて本県水産業の維持、発展につなげていきます。

続きまして、むつ南バイパスの供用開始の明確な時期ということをごさいます。ずばり三月二十五日ということでお答えいたしますが、若干内容をお話しさせていただきます。

私は、これまでも下北半島縦貫道路の整備を全力で進めてきたところではありますが、今年度、下北地域に暮らす方々の長年の悲願であります全線事業化が達成されました。

これまでに、全体延長約七十キロメートルのうち、二十六・六キロメートルを供用しており、現在、残る全ての工区となります五工区、約四十三キロメートルで鋭意事業を進めております。

来年三月二十五日には、議員から御質問ございましたむつ南バイパス八・七キロメートルのうち、むつインターチェンジからむつ尻屋崎インターチェンジまでの二・一キロメートルの供用を開始いたします。

当該区間の供用によりまして、令和元年に供用しました一・三キロメートルと合わせまして、三・四キロメートルのバイパスが形成され、むつ市街地の交通混雑緩和に寄与いたしますとともに、洪水や津波の浸水想定区域を回避することから、避難路や緊急輸送路としても効果を発揮するものと考えております。また、残る五・三キロメートルにつきましても、一日も早い供用に向け、重点的に整備を進めていくこととお約束いたします。

今後、下北半島縦貫道路の早期の全線開通に向けまして、工事及

び用地取得を計画的に進めますとともに、予算の確保につきましては、引き続き、県議会の皆様方や地元市町村等と一体となつて、国に強く働きかけてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（三橋一三） 柏木副知事。

○副知事（柏木 司） 私から、人口減少克服に向けた労働力人口の確保に関し、県外の大学等に進学した学生への対応の取組状況と今後の具体的な取組についてお答えいたします。

本県における高等学校卒業者の三分の一以上が県外の大学、短大及び専修学校に進学している現状において、本県出身の大学生等の県内就職を促進していくことが本県産業の将来を担う人材を確保し、地域経済の発展を図る上で、極めて重要であると考えています。

そこで、県では、青森県東京事務所内に設置しているあおもりUI Jターン就職支援センターにおいて、県内企業の求人情報の提供や、県内就職に関する相談対応、助言を行っているほか、県外大学生等が県内での企業説明会やインターンシップに参加する際の交通費などを助成しています。

また、大学生等が県内企業の存在と魅力を理解することを目的に、学生がオンラインで参加できる企業研究会のほか、大学のキャリアセンターと県内企業とのマッチングを図るための就職情報交換会の開催にも取り組んでいるところです。

今後は、UI Jターン就職促進連携協定を締結している大学等の学生に対して、本県のUI Jターン就職支援施策や県内企業の情報をしっかり届ける仕組みを構築するなど、県外の大学等に進学した学生の県内就職のより一層の促進に取り組んでまいります。

○議長（三橋一三） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田 翔） 御質問に順次お答えさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に向けた対策として、保健医療提供体制の確保に県がどのように取り組んでいくのかについてです。

県では、これまでも一般医療と新型コロナウイルス感染症医療の両立を図りながら、現在確保している病床を最大限有効に活用するとともに、青森県臨時Webキット検査センターや青森県自宅療養者サポートセンターなど、県独自の取組を組み合わせ、適切な医療提供体制を整備してきたところです。

今冬は、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザが同時流行し、多数の発熱患者が発生することを想定し、前述の二つのセンターを増強するとともに、診療・検査医療機関の拡充や年末年始の対応への支援等により、保健医療提供体制の強化を図りたいと考えております。

続きまして、ワクチン接種につきます県の状況や取組でございます。新型コロナウイルスワクチンにつきましては、新型コロナウイルス感染症の発症を予防する高い効果があり、また、感染や重症化を予防する効果も確認されており、ワクチンの速やかな接種は、御自身のみならず、御家族や高齢者等の重症化リスクの高い方を守るためにも非常に重要と考えております。

そこで、県では、これまで、接種主体である市町村に対してワクチンの配分調整を速やかに行うなど、市町村の取組を支援するとともに、県自らも県内三か所で県営広域接種会場の運営を行うなどして、県民の速やかな接種に努めてきたところです。

この結果、本県のワクチン接種率は全国上位に位置しており、一定の成果が現れているところです。

今後とも、接種主体である市町村への各種支援をしっかりと行っていくほか、県民に対しては、機会あるたびにワクチンの効果や安全性についての周知を図るとともに、副反応などを疑う症状に対する相談体

制を維持することにより、接種を希望する方が安心して接種できる環境の構築を進めてまいります。

続きまして、医療崩壊を生じさせないための平時からの医療従事者の確保に関する取組等についてです。

県では、県民の皆様が必要とする医療を将来にわたって安心して受けることができるよう、医療を担う人材の育成や定着に取り組みできました。

具体的には、中学生、高校生を対象に医師の魅力を紹介するなど、医師を志す若者を支えるための取組を実施するほか、一日看護体験や進路説明会など、看護協会や医療機関による取組を支援してきました。

また、医師修学資金及び看護師等修学資金の貸与や、県内臨床研修病院の魅力を県内外にPRする合同説明会の開催、看護学生等に県内の医療機関の特色や魅力等をアピールする交流会の開催などに取り組みできました。

今後も引き続き、これら医療を担う人材の育成等の取組を進めていくことで、より多くの医療従事者が地域医療を支える人材として本県に定着するよう、関係機関と連携して取り組んでまいります。

続きまして、人口減少克服に関連し、結婚支援に係るこれまでの取組と成果についてです。

県では、結婚を希望する方の出会いを応援するため、あおもり出会いサポートセンターを設置し、平成二十三年度から結婚に関するイベントやセミナーの情報提供等を行うとともに、令和四年十月からは、オンラインで結婚を前提とした交際相手を探すことのできる結婚マッチングシステムを開始するなど、社会全体で結婚を支援する体制づくりに取り組んできたところです。

その結果、令和四年十一月一日時点のあおもり出会いサポートセンターのメルマガ会員は千八百八十八人、マッチングシステムの本登録会員数は三百五十三人となっております。

なお、これまでの会員からの成婚報告数は、平成二十三年度からの累計で三百四十五人となっております。

続きまして、結婚、出産、子育て環境づくりにつきまして、今後どのように取り組んでいくのかについてです。

令和四年九月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した第十六回出生動向基本調査の結果では、独身者が独身でいる理由として、適当な相手にまだ巡り合わないからや、異性とうまく付き合えないからという回答があったことから、出会いの機会の創出と結婚に向けた交際のサポートが重要であると考えております。

このため、県では、出会いの機会の創出として、今後も引き続き、あおもり出会いサポートセンターを通じて結婚に関するイベント情報の提供やマッチングシステムの運用を行うとともに、実際のサポートとして、コーディネートによる相談対応やシステムに蓄積されたデータを活用した助言などを行っていくこととしております。

また、結婚に対する県民の関心を喚起するため、市町村や関係団体、企業等と連携して、結婚の機運を高める取組を進め、一人でも多くの結婚を望む方がその希望をかなえられるよう、さらに、結婚に関心がない方も結婚したいと思うようなムーブメントの創出に取り組んでまいります。

続きまして、出産・子育て支援に係るこれまでの取組と成果についてです。

県では、妊娠、出産、子育ての各段階に応じて切れ目なく支援することが重要と考えております。

妊娠・出産支援では、県内で妊娠した方一人一人に作成する妊婦連絡票により、市町村、医療機関、保健所が情報を共有し、妊産婦への支援を連携して行う体制を整備してきたことで、早産児や多胎児などのリスクの高い妊産婦を早期に把握し、市町村保健師による継続的な訪問指導を行うなど、安心して出産、子育てができるよう支援を行っ

ているところです。

子育て支援では、令和元年十月から幼児教育・保育の無償化により、三歳から五歳までの全ての子供及びゼロ歳から二歳までの住民税非課税世帯の子供に係る保育所等の費用を無償化し、保護者の利用負担を軽減しております。

また、子育て世帯の多様なニーズに対応するため、保育需要の高い地域の保育所等の定員増や、職場に近い場所でのまちなか保育の推進により利用枠を増やすとともに、一時預かりや延長保育、障害児保育や病児保育等を行う施設の充実を図っています。

続きまして、今後の出産・子育て支援の取組についてです。

県では、これまで行っている取組を引き続き実施するとともに、若年者や男性も含めた性に関する相談支援や、妊娠、出産の相談支援を実施できる体制を整備していくほか、産後の精神的不調への相談に対応するための産婦人科医と精神科医が連携して支援できる体制の構築を行います。さらに、市町村における産後ケア事業を促進するための研修会の開催などに取り組んでまいります。

また、子育て支援については、既に待機児童ゼロは達成したところですが、先ほど答弁したような様々な施策を実施し、多様な子育てニーズに対応してまいります。

さらに、保育サービスの提供体制を確保する観点から、引き続き、保育の実施主体である市町村と連携を図りながら、保育士等の処遇改善と保育人材の確保、資質向上を進めることにより、県民にとって満足度の高い保育環境の充実に向けた取組を推進していきます。

これらを通じて、妊娠、出産、子育ての各段階に応じた支援が切れ目なく充実するよう、各種の取組を行ってまいります。

続きまして、がんの七十五歳未満年齢調整死亡率が高い要因や今後の取組についてです。

二〇二一年における本県のがんの七十五歳未満年齢調整死亡率は、

全部位の男女計が八六・九と、昨年から〇・七ポイント改善し、データが公表されている一九九五年以降で最も低く、着実に改善していると受け止めています。

その一方で、全国順位は、二〇〇四年以降、十八年連続となる全国最下位となっており、引き続き、県を挙げてがん対策に取り組む必要があるものと重く受け止めております。

全国順位が最下位となっている要因については、がんの発症リスクを高めるとされる生活習慣の指標が全国に比べて悪いことにあると考えっております。具体的には、青森県民の喫煙者の割合が高いこと、適正な体重を超過している方の割合が高いことなどが挙げられます。

このため、県では、がんの一次予防の観点で生活習慣の改善に向けた各種の取組を実施するほか、がんの二次予防の観点で科学的根拠に基づいたがん検診を推進し、がんの早期発見、早期治療につながる体制づくりに取り組んでいきます。

続きまして、がん対策について、県民や事業者、関係者が一丸となって進めていく取組や今後の取組についてです。

がん対策の推進には、県民や事業者、関係者が一丸となって取り組むことが重要であると考えております。

県では、一次予防については、禁煙や受動喫煙の防止、運動習慣の定着による適正体重の維持などに県民が取り組めるよう、市町村や医療保険者などの関係者と共に、各種啓発の取組を積極的に進めております。

また、二次予防については、昨年度、弘前大学や県医師会、市町村、検診機関などと共に、がん検診を適切に実施できるようガイドラインを作成し、精度管理等に取り組んでいるところです。

さらに、事業者に対しては、従業員が勤務時間内にがん検診を受診できる環境づくりについて働きかけを行っております。

今後、がん対策の推進に向けて、県民や事業者、関係者が一丸と

なって取組が進められるよう、県としても引き続き取り組んでまいります。

続きまして、若者や働き盛り世代の健康づくりに関してです。

県では、四十歳代以降の生活習慣病による死亡率が全国と比較して高いことが本県の平均寿命が全国よりも短い主要因の一つであると考えております。

このため、県では、子供の頃からの健康的な生活習慣づくりに向け、家族ぐるみでも参加できる歩くことに着目した競技イベントやスタンプリーなどを開催したところです。

また、学生などの若い世代や働き盛り世代に向けて、生活習慣病予防に有効な野菜摂取への関心を高める取組として、県内の大学におけるイベントを実施したほか、広く県民の皆様にも伝わるよう、専用のウェブサイトで謎解きキャンペーンを行っております。

県では、適正な体重を超過した子供が多いことに着目した取組など、今後も引き続き、若い世代や働き盛り世代も含めた全世代での健康づくりの取組を行っていきたくと考えております。

○議長（三橋一三） 商工労働部長。

○商工労働部長（三浦雅彦） 人口減少克服に向けた労働力人口確保についての御質問三点にお答えいたします。

まず、県内高校生等の県内就職の状況と取組についてです。

青森労働局によると、令和四年三月新規高等学校卒業者の県内就職割合は、前年を五・三ポイント上回る六二・四%、また、大学、短大等については、前年と同じ四四・七%となっております。

県では、若者の県内就職をより一層促進するため、若者と県内企業との相互理解を深めることが重要であるとの認識の下、県外就職の割合が高い県立工業高校の生徒を対象とした企業PRイベントを実施するとともに、令和三年度からは、県立工業高校以外の高校でも企業PRイベントや若手社員との座談会を開催するなど、高校生に県内企業

を知ってもらうための多様な機会を提供しています。

また、大学生等については、学生と企業とのマッチングの場である合同企業説明会を対面とオンラインの両方で開催しているほか、今年度から新たに複数の県内企業の連携によるインターンシッププログラムの構築に取り組んでいるところです。

今後とも、企業や学生、生徒の状況を踏まえ、取組の見直しや強化を図りながら、若者の県内就職のより一層の促進に取り組んでいきます。

次に、女性や中高年齢者を対象とした取組についてです。

本県の労働力人口を確保し、活力ある地域経済を維持していくためには、女性や中高年齢者などが意欲と能力に応じて活躍することができ環境を整えていく必要があると考えています。

このため、県では、若者の就業を支援するジョブカフェあおもりや、中高年齢者の就業を支援するネクストキャリアセンターあおもりにおいて、専門家による個別相談会を対面とオンラインで開催しているほか、女性や中高年齢者の再就職を支援するためのセミナーや、企業とのマッチングを図るための合同企業説明会の開催などに取り組んでいます。

また、就業希望者一人一人に寄り添った支援をより一層充実させるため、今年度新たにジョブカフェあおもり内に女性専用の相談ブースを設置したほか、女性や中高年齢者の活躍に関する企業向けセミナーを開催しています。

県としては、今後とも、関係機関と連携を図りながら、多様な労働力の確保に向けて、女性や中高年齢者の就業を促進する取組を進めていきます。

最後に、本県における障害者雇用の現状と取組についてです。

青森労働局によると、令和三年六月時点の県内民間企業における障害者実雇用率は二・三六%となっており、前年同時期を〇・〇六ポイ

ント上回って過去最高を更新しています。

県では、法定雇用率が未達成の事業所に対しては、ハローワーク等の関係機関の職員と共に訪問した上で、障害者雇用への意識啓発と障害者雇用に関する訓練制度や給付金などの支援制度を周知してきました。また、障害者を雇用する事業主に対しては、業務内容を写真や図で視覚化した分かりやすい作業手順書の作成支援を行ってきたところです。

さらに、障害者の多様なニーズに対応した職業訓練や、実際の仕事を体験できる短期の職場実習を実施するなど、働く意欲のある障害者の方々の就職に対する不安の解消にも努めています。

県としては、こうした取組が障害者実雇用率の向上に一定の役割を果たしてきていると考えており、今後とも、取組の充実、強化を図っていくとともに、青森労働局や関係機関と連携しながら、一人でも多くの障害者の雇用につながるよう、しっかりと取り組んでいきます。

○議長（三橋一三） 農林水産部長。

○農林水産部長（赤平次郎） 本県水産業を支える漁港・漁場整備に関する御質問二点にお答えします。

まず、県内及び下北地域における漁場整備の現状と今後の具体的な取組についてです。

持続可能な漁業生産を確保していくためには、適切な資源管理とともに、水産資源の増大につながる漁場整備を計画的に推進していく必要があります。

このため、県では、日本海、津軽海峡、太平洋及び陸奥湾の四海域において、水産生物の生息環境を良好なものに改善し、水産資源の保護と増殖機能を強化する漁場整備を行っており、これまで六十五か所で藻場や魚礁等を整備したほか、現在、津軽海峡や陸奥湾海域などの十四か所でアイナメやマコガレイ等を対象とした整備を進めているところです。

そのうち、下北地域では三十二か所の整備を完了したほか、現在、東通村岩屋と尻屋で藻場二か所、むつ市大畑と東通村尻旁で育成場二か所、佐井村福浦沖と大間町奥戸沖で魚礁漁場二か所の整備に着手しております。

今後は、国の補助事業を活用しながら、新たに三十か所、うち下北地域では十四か所で漁場整備を実施することとしており、沿岸から沖合までを一体的かつ広域的に捉え、水産生物の産卵場、生息場、餌場等となる魚礁漁場を計画的に整備し、生産資源の増大と漁業生産力の向上を図っていくこととしております。

次に、県内及び下北地域における漁港整備の現状と今後の具体的な取組についてです。

県では、災害に強い漁港整備に向けて、県が管理する下北地域の十四漁港を含む全四十二漁港において、老朽化施設の補修工事等に取り組んでいます。

また、十一漁港において、高波に対応した防波堤のかさ上げなど防災・減災対策を進めており、そのうち、下北地域では、白糠漁港など二漁港においては今年度中に、大畑漁港など四漁港においては、令和七年度までに防波堤や護岸のかさ上げを完成させ、漁港の安全確保を図っていくこととしています。

今後とも、県内漁港の災害リスクへの対応力を高めるとともに、海や漁村の地域資源の価値や魅力を生かして所得向上につなげる、いわゆる海業の拠点としても機能を発揮できるよう、漁協や市町村とも連携しながら、水産業と漁村を支える基盤の整備を計画的に推進してまいります。

○議長（三橋一三） 県土整備部長。

○県土整備部長（宮本健也） 下北地域の道路整備に関する御質問五点にお答えいたします。

最初に、国道二百七十九号の災害復旧工事の実施状況、今後の見通

しについてです。

国道二百七十九号において、昨年八月の大雨により被災し、県が災害復旧工事を進めてきた十一か所のうち、現在までに九か所の工事が完了しております。

これまでに完了している工事として、むつ市では、橋梁災害の大畑町赤川村地区小赤川橋及び二枚橋地区二枚橋、道路災害の大畑町佐助川地区佐助川工区二か所及び大畑町木野部地区木野部工区、風間浦村では、橋梁災害の易国間地区桑畑橋及び下風呂地区焼山橋、道路災害の易国間地区上ノ畑工区及び下風呂地区街道添工区となっており、このうち、小赤川橋については、崩落した旧橋の撤去を県が行い、続く本復旧は、権限代行工事により国が進めています。

現時点で工事が完了していない二か所は、風間浦村における橋梁災害の下風呂地区入江橋及び道路災害の下風呂地区新道平工区であり、両工区合わせて約五百メートルを片側交互通行として工事を行っておりますが、年内に山側の工事を終えて片側交互通行の規制を解除し、来年三月までに残る全ての工事を完了させる予定です。

二点目として、小赤川橋の復旧工事の進捗状況、今後の見通しについてお答えします。

国道二百七十九号小赤川橋の復旧工事については、国の権限代行工事により実施されています。今年六月に迂回路への交通切替えが行われ、七月より新橋の工事が始まり、現在は橋台及び護岸工事が実施されています。

国からは、橋台完成後、上部工に着手し、今年度末までの新橋完成を目指すという方針であり、一日も早い完成に向け、引き続き、国に働きかけてまいります。

三点目として、大湊Ⅱ期バイパス、白糠バイパスの進捗状況、取組についてお答えします。

国道三百三十八号大湊Ⅱ期バイパス三・七キロメートルについては、

海上自衛隊側の一・一キロメートル区間において、土地収用法に基づく用地取得が昨年度完了し、現在、早期の供用に向け、重点的に道路改良工事を進めています。また、むつ市街地側の二・六キロメートル区間においては、今年度中に青森県土地収用委員会に対して、土地収用の裁決申請を行うこととしております。

国道三百三十八号白糠バイパスについては、現在、二期工区二・九キロメートルにおいて、用地取得と道路改良工事を進めているところです。事業地内に共有地が含まれることから、用地取得に当たって、土地収用法に基づく事業認定を受ける必要があります。来年度の事業認定を目指して、今年度から認定庁である国土交通省と本協議を行っております。

引き続き、両バイパスの計画的な用地取得に努めるとともに、道路改良工事を進め、早期の供用に向けて事業を進めてまいります。

四丁目として、国道三百三十八号川内地区における工事の進捗状況、取組についてお答えいたします。

国道三百三十八号の川内地区については、四つの工区において歩道整備を進めています。

田野沢工区七百五十メートルについては、平成二十五年度から歩道及び融雪溝の整備を進めており、今年度末で脇野沢側から進めてきた山側の切土拡幅工事が完了する見込みとなっております。引き続き、拡幅が完了した区間の舗装工事や終点側線形改良部の用地取得等を進めてまいります。

高野川橋の架け替え工事については、平成二十七年から工事を進め、令和二年度に新橋が完成し、供用しています。現在は護岸の復旧工事等を進めており、今年度内の完成を予定しています。

桜川工区千九百五十メートルについては、平成二十二年度から歩道及び融雪溝の整備を進めており、昨年度、融雪溝本体工事が完了し、今年度からは取水設備工事を実施しています。

宿野部工区二百七十メートルについては、平成二十七年から道路線形の改良と防雪柵の設置工事を進めており、今年十月に全ての工事を完了し、供用しています。なお、融雪溝の取水能力の向上を図る施設更新についても、昨年度、ポンプの大型化工事を完了しています。

田野沢工区及び桜川工区については、引き続き、早期の完了を目指して事業を進めてまいります。

最後、五丁目といたしまして、川内佐井線における工事概要と非常時の対応についてお答えいたします。

主要地方道川内佐井線は、これまで冬期閉鎖区間を設けておりましたが、下北地域広域避難路として、今冬から全線を通年通行としています。通年通行に向けて、これまで落石防護やのり面対策等の整備を進めてきたほか、雪崩被害を防ぐためのスノーシェッドや雪崩防止柵、防雪柵や非常電話設備など、冬期通行の安全確保のために必要な施設の整備を行ってきました。

また、新たにむつ市川内町畑地区に除雪ステーションを設けて、除雪機械の増強配備を行い、通年通行に必要な除雪体制を構築しました。

新たに通年通行とする区間は携帯電話の通話圏外となっており、天候が大きく悪化した場合の急激な降雪や雪崩の発生、交通事故発生時などに備え、非常時の連絡手段として非常電話設備六基を整備しています。なお、気象条件の悪化が予想される場合は、事前に通行止めとするなど、道路利用者の安全に配慮した対応を取ることとしています。

○議長（三橋一三） 教育長。

○教育長（和嶋延寿） 御質問四点にお答えします。

まず、県立高等学校及び県立特別支援学校における感染症対策の取組についてです。

県立学校では、健康観察、手指の消毒、教室等の換気など、基本的な感染症対策の徹底を図ることとし、学校の実情に応じてパーティシ

ヨンや検査キット、消毒用資材のほか、CO₂モニター等の換気対策設備を設置しております。

現在の感染状況等を踏まえ、教育活動実施に当たっては、感染リスクの高い学習活動は慎重に検討すること、学校行事等については、密閉、密集、密接のそれぞれの密を避けるよう、実施方法や内容を検討することなどとしております。

部活動については、活動内容に応じてCO₂モニターを用いて換気状況の確認をするなど、可能な限り感染症対策を行った上で実施することとし、感染防止対策が遵守されているかを校長が定期的に点検することなどとしております。

県教育委員会としましては、今後も県内の感染状況等に応じて教育活動の制限の内容を見直すことなどにより、感染症対策の徹底を図ってまいります。

次に、職員室における感染症対策を徹底するための取組についてです。

県教育委員会では、教職員についても、児童生徒と同様に基本的な感染症対策を徹底するよう指導してきたところであり、各学校では、職員室における感染症対策として、学校の実情に応じてパーティションやCO₂モニター等の感染症対策資材を活用しております。

また、職員室内において密集場面を回避するための対策として、昼食の時間をずらす、空き教室を活用して学校内での執務場所を分散するなど対応しているほか、職員会議等を行う際には、参加者を最小限の人数に絞る、換気しつつ広い部屋で行うことなど、工夫しております。

県教育委員会としましては、教職員の感染拡大により児童生徒の学びの機会が失われることがないよう、今後も県立学校における感染症対策の徹底について注意喚起してまいります。

次に、高校生の県内就職促進のためのインターンシップの取組につ

いてです。

県立高校では、就業体験を通し、自分の生き方をより現実的な視点から見詰め、志を育み、卒業後の進路を考えさせることを目的に県内企業でのインターンシップを実施しており、今年度は三十一校、二千三百七十三名の生徒が参加を予定しています。

インターンシップの実施に当たっては、受入先事業所の調査研究を行う事前学習を行うほか、校内でのインターンシップの体験発表やレポートの作成等の事後学習を行うなど、限られた期間で十分な成果が得られるよう、工夫しながら実施しています。

また、生徒が希望する職種や企業でインターンシップを実施できるよう、教員と就職支援員が連携し、受入れ人数の拡大や新規受入先企業の開拓に努めています。

県教育委員会においても、毎年、県内経済団体への早期の求人提出等の要請に合わせ、高等学校長協会及び高等学校PTA連合会と合同でインターンシップの受入れ等について協力をお願いしています。

今後とも、インターンシップが高校生の県内就職促進に効果的な取組となるよう、実施校における実施日数等の取組内容の検討や、未実施校での実施の検討を働きかけるなど、県内企業等の理解と協力を得ながら、県立高校でのインターンシップの充実に向け、取り組んでまいります。

次に、県立特別支援学校高等部生徒の就職状況及び就職促進に向けた取組についてです。

県立特別支援学校では、卒業後の自立と社会参加に向け、キャリア教育や関係機関との連携による職業教育の充実に努めており、就職促進に向けた取組としてインターンシップを実施しています。

また、高等部生徒一人一人の夢や志、チャレンジする心を育む取組として、県教育委員会では、清掃や接客サービス等の技能習得を目指す特別支援学校技能検定・発表会を開催しているほか、多くの企業に

特別支援学校就職サポート隊あおもりに登録していただき、高等部生徒のインターシップや技能検定等に協力いただいております。

このような取組や関係機関の御支援等により、高等部生徒の過去五年の就職希望者数に対する就職者数とその割合は、平成二十九年が百四人中、百人で九六・二％、平成三十年度が八十人中、八十人で一〇〇％、令和元年度が百八人中、百二人で九四・四％、令和二年度が九十三人中、八十九人で九五・七％、令和三年度が七十六人中、七十三人で九六・一％と、毎年就職を希望する多くの生徒が進路を実現しています。

県教育委員会では、今後とも、企業等の理解と協力を得ながら、福祉や労働等の関係機関との連携をさらに深め、県立特別支援学校で学ぶ生徒一人一人の進路実現に向け、取り組んでいきます。

○議長（三橋一三） 越前議員。

○四十二番（越前陽悦） たいまは、知事、副知事はじめ、各部長、教育長から大変具体的な、また丁寧なる御答弁をいただきまして、誠にありがとうございます。感謝を申し上げます。

そこで、先ほど知事からむつ南バイパスの御答弁をいただきましたが、むつインターチェンジからむつ尻屋崎インターチェンジの区間の二・一キロメートルの開通日については、先ほど明確に三月二十五日に供用開始するという事で御答弁を賜りました。大変ありがとうございます。関係者皆様方の多大なる御尽力、御努力のたまものであると。何といっても、知事を先頭に取り組んでいただきました。関係者の皆様方に改めて感謝を申し上げます。また、引き続きまして、全線早期完了に向けて取り組んでいただきますことをまず強く要望しておきたいと思えます。

それから、県土整備部長から小赤川橋の年度内の新橋完成に向けて取り組むという御答弁がございました。いずれにいたしましても、国道二七九号は、生活道路であり、防災道路であり、また、物流の道路

でもあります。何といっても大変重要な道路でありますので、一日も早く開通に向けて取り組んでいただきたいと強く要望しておきたいと思えます。

各部長の答弁、それぞれが全て大変具体的かつ明快であり、心から感謝申し上げます。

そういう中におきまして、何点が質問させていただきたいと思いません。

時間の関係上、絞ってまいります。そこで、第八波に向けた新型コロナウイルス感染症対策について再度伺ってまいります。

医療崩壊を生じさせないためにも、これまでの保健医療提供体制の問題点、課題点を把握して、その上で検証することが私は重要であると考えておりますし、先ほど壇上でも申ししたところでありますが、県では、これまでの感染症対策の問題点、課題点の把握、そしてまた検証については、どのように行ってきたのか、取り組んできているのか、この点について再度伺いたします。

○議長（三橋一三） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田 翔） 例えば県では、今夏の感染拡大に対応するため、先ほど申しました青森県臨時Webキット検査センターや青森県自宅療養者サポートセンターを速やかに設置するなど、保健医療提供体制の強化などに柔軟に取り組んできているところであります。これにより、今夏の感染拡大時においても、真に必要な方が速やかに入院できる体制を維持することができたなど、一定の評価ができるものと考えております。

そのほか、県としては、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行も見据え、現在、入院病床四百八十床、宿泊療養施設を六百六十室確保したほか、外来診療体制の強化を図っているところであり、引き続き、必要な方に医療や支援を適切にできるよう強化を図っていきたく思っております。

また、統計的な整理であったりということも常々やりたいと思っ
てはいるところではありますが、目の前、目の前で感染が拡大してい
くことに対して、まずは柔軟に体制のほうで対応しているところでご
さいます。今年の冬もなかなか厳しいものになると思いますが、そ
ちらに向けての対応をまずは行いまして、その後、できる限りこうい
うものを振り返っていき、また、将来、コロナが収束した後の感染対策
にも資するような形でまとめていきたいと考えております。

○議長（三橋一三） 越前議員。

○四十二番（越前陽悦） そこで、現在の県内における感染状況につ
きまして、年代ごとの感染状況、そしてまた、重症化率がかなり増え
てきているという状況にあるわけでありませうけれども、どのような状
況になっているのか、また、感染初期と比べましてどのような状況に
なっているのか、この点、併せてお伺いします。

○議長（三橋一三） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田 翔） 感染の株が変わりますので一概に比較
することがなかなか難しいところではあります。まず足元、本年十
一月一か月間の新型コロナウイルス感染症患者につきましては、合計
三万二千二百二名で、十歳未満及び十歳代が、このうち一万五千五
十七歳代以上の方が三千五百九十六名、そのほかの年代の方が一万七
千四百五十三名となっております。全体に占める重症化率を出しま
すと、〇・〇二九％となっております。

一方、感染初期というのは、例えば感染拡大が起きました令和二年
の十月の一か月間においては、新型コロナウイルス感染症になられた
方につきまして、合計が百九十一名、この際の十歳未満及び十歳代が
十三名、七十歳代以上の方が二十七名、そのほかの年代の方が百五十
一名というような状況で、この当時は全体の重症化率は二・六％とい
うところでございました。

まず、感染者数の規模が桁違いでございますので、また、違う株で

ございますので一概に比較できないところではあります。何よりも
ワクチン接種の効果により、重症化率につきましては、コロナが広が
った当初に比べて下がっているものと認識しております。

○議長（三橋一三） 越前議員。

○四十二番（越前陽悦） ワクチン接種の必要性、本当に大事だと思
いますね。接種については大いに進めていただきたいと思います。いま
すし、私自身もこれまで四回ワクチンを接種して、今月の五日に五回
目の接種となります。幾ら気をつけましても、感染する場合は感染し
てしまうわけでありませうけれども、しかしながら、個々においてやは
りできることをしっかりと、感染防止対策を講じていくということが
大変重要だと考えておりますので、県におかれましても、市町村並び
に各関係機関との連携の下に、自己防止対策も含めてしっかりと対策
を講じるように御指導願いたいと強く要望しておきたいと思えます。

次に、当初の高齢者から、現在は子供並びに幼児までも感染が広が
っております。大変な状況だと私は考えております。これに対しまし
て、県では、どのようにこの状況を受け止めて、どのようにこの対策
を講じてきたのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（三橋一三） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田 翔） 議員御指摘のとおり、十一月二十一日
から二十七日までの一週間における本県の新規感染症患者のうち、十
歳未満及び十歳代の占める割合につきましては三二・八％となってお
り、全国と同様の状況となっております。

国が公表しております新型コロナウイルス感染症診療の手引きとい
うものがございませうけれども、こちらによると、二十歳未満につきま
しては、同居家族から子供に感染する家庭内感染が五八％、このほか、
学校関係者及び幼稚園・保育所関係者からの感染がそれぞれ一〇％、
八％となっております。

一方、足元、オミクロン株の流行後に限定いたしますと、家庭内感

染が四七％に少し下がり、学校関係者及び幼稚園・保育所関係者からの感染がそれぞれ一三％、一〇％となっており、子供が学校等で感染する事例が増加しているものと認識しております。

こういったことから、学校や幼稚園、保育園での呼びかけをやっていることに加えまして、何よりも子供は、例えば同居されている高齢者の方への感染要因になるところでございますので、県としては、引き続き、こういった関係者への情報共有や呼びかけとともに、基本的な感染防止対策の徹底等を県民の皆さんに呼びかけていきたいと考えております。

○議長（三橋一三） 越前議員。

○四十二番（越前陽悦） ありがとうございます。

そこで、子供でも重症化したり、死亡したりすることも大変多いということでございます。ワクチン接種が重要であるということはもちろんでありますけれども、様々な事情においてワクチンの未接種者がいることにつきまして、県ではどのように捉えているのか、また、ワクチンの未接種者に対しまして、県ではこれから大いに積極的な取組をしていくべきだと思いますが、その対応についてお伺いいたします。

○議長（三橋一三） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田 翔） 先ほどからも御説明させていただきましたとおりとおり、日本国内で現在使用されている各種のワクチンにつきましては、新型コロナウイルス感染症の発症予防、そのほかにも重症化予防等にも有効であると考えております。

一方、御指摘のとおり、県民の中には様々な事情や考え方等により、ワクチン接種について不安や疑問を抱えていらつしやる方もいらつしやるものと考えておまして、県では、こういった方に対しては、市町村等とも連携して、県ホームページや各市町村のホームページ等、各種媒体を通じて、ワクチンの効果や安全性について科学的に正確な情報の提供を適時適切に行っているとございます。

県では、今後とも、ワクチンに係る正確な情報提供を通じて、広く県民に対してワクチンの速やかな接種の検討を呼びかけてまいります。

○議長（三橋一三） 越前議員。

○四十二番（越前陽悦） 次は、健康づくりと短命県返上に向けたがん対策の推進について再度お伺いいたします。

先ほど壇上で申し上げましたが、がんの七十五歳未満年齢調整死亡率がまさに十八年連続最下位ということについて、どうしても私は、なぜ改善ができないできているのかということに対して疑問を持っているところであります。努力すれば必ず一つ一つは改善されていくものだと。一気に改善できなくても、一つ一つは改善されていくんだと私は考えるわけですが、そこで、十八年連続最下位ということについて、問題、課題はどこにあるのか、また、これまでの対策をどのように検証してきたのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（三橋一三） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田 翔） 壇上からの御答弁と一部繰り返しになつてしまいますけれども、まず、一次予防につきましては、がんの発症リスクを高めるとされる生活習慣病の指標が全国と比較して悪いところにあるものと県としては捉えております。

例えば喫煙率という事で言いますと、青森県は、男性で言うと、悪いほうから数えて三位、女性で言うと、悪いほうから数えて二位。肥満率、BMIの平均率につきましても、悪いほうから数えて、男性だと五位、女性だと六位。また、運動もがんの予防に効果があるところなんです、やはり一日平均歩数が少ない順というところでも青森県はなかなか伸びていないというような、一次予防に関する指標のところの一つ課題があるものと考えております。

こういったことに対して、県では、有識者や保健医療従事者で構成する健康あおもり21専門委員会というものを、これは専門的評価を行

う場所でございますが、定期的に行っておりまして、これらの指標の状況などを踏まえまして、取組の推進につなげているところでございます。

また、二次予防につきましては、平成二十五年度から二十七年にかけて、弘前大学に寄附講座「地域がん疫学講座」を設置しまして、地域がん登録データ等を活用した分析、研究を行いました。この結果、県及び青森県生活習慣病検診管理指導協議会は、市町村のがん検診に積極的に介入して、がん検診の実施状況を明らかにすることといった御提言をいただいております。

これを踏まえて、県では、有識者や検診関係者で構成する青森県生活習慣病検診管理指導協議会から毎年御助言をいただきながら、各市町村に対して、有効ながん検診の方法等に関する研修会等を行って、助言、指導をしているところでございます。

さらに、昨年度、弘前大学が設置した科学的根拠に基づくがん検診推進委員会からも御提言をいただきまして、適切ながん検診事業のガイドラインを昨年度策定させていただいておりますので、引き続き、こういったことについて市町村に働きかけてまいります。

○議長（三橋一三） 越前議員。

○四十二番（越前陽悦） そこで、時間がありませんので、がんの遺伝対策、これは、私は大変大事だと思えます。重要な課題であります。これは今後の課題としてしっかりと取り組んでいただきたいということ強く要望しておきます。

最後に、知事にお伺いします。

がん死亡率十八年連続最下位ということで、脱出するための今後の対策について、知事はどのように考えているか、知事の所見をお伺いいたします。

○議長（三橋一三） 知事。

○知事（三村申吾） 越前議員にお答えいたします。

まず、何よりもがん対策は非常に重要と考えまして、ありていに言うとうと、今、病院事業管理者ですけれども、吉田先生をがんセンターの病院から引つ張ってきたというか、奪い取ってきたという形でまずスタートさせたんですが、少し具体の話をしますと、平成三十年三月に策定しました第三期となります青森県がん対策推進計画に基づき、生活習慣の改善によるがん予防やがん検診の充実、がんになっても安心して暮らせる社会の構築の実現等を進めてきました。

先ほど来、何回もお話していることと重なりますけれども、令和三年の本県におけるがんの七十五歳未満年齢調整死亡率については、全部位の男女計の死亡率は、データが公表されております平成七年以降で最も低くなっておりまして、着実に改善されてきていると考えております。将来の死亡率の低減につながるがん検診の受診率は、おおむね全国平均を上回って推移しておりまして、がん検診の精度管理も向上しております。

引き続き中長期の視点を持ちまして、やはり生活習慣の改善がスタートとして大きいわけがございますから、だし活、だす活とやっておりますけれども、あれで野菜をもうちよつと食べてほしい、五十グラム増えました、こういったことが必ず先々効果を出してくると思っております。あと五十グラム、ミニトマト五個食べてほしいんですけれども、こういった一次予防、実はここが一番本当の要だと思っております。それに加えまして、いわゆる二次予防、早期発見、早期治療ということを健康福祉部長からもお話ししましたけれども、進めております。

今後も、お一人お一人の気づきということを常に申し上げて、短命県返上の場面で進めてきたんですけれども、徐々にいろんな場面において気づきというものが、先ほどの野菜の量を含め、運動の例も含めまして、着実に進んできていると思っております。

○議長（三橋一三） 知事、答弁は簡潔に願います。

○知事（三村申吾） 失礼いたしました。

というわけで、健康・長生きで安心して暮らせる青森県の実現に向けてまして、全力で取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（三橋一三） 午さんのため、暫時休憩いたします。
午後零時五分休憩

午後一時再開

○副議長（蛭沢正勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

三十三番安藤晴美議員の登壇を許可いたします。——安藤議員。

○三十三番（安藤晴美） 日本共産党の安藤晴美です。

ただいまより、通告に従い一般質問を行います。

最初の質問は、白神山地世界自然遺産登録三十周年に向けた取組についてです。

原生的なブナ林を中心に、多様な生態系を有する白神山地は、後世に伝えるべき人類の宝であり、青森県を代表する地域資源として、保全と活用による共生の取組が求められています。

令和五年に白神山地が世界自然遺産登録三十周年を迎えることから、白神の価値を地域の誇りとして再認識するためにも、県が地元自治体と連携して、機運の醸成に向けた取組が必要です。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、白神山地への令和二年度の入山者数は、前年比で三割減少し、地域の観光産業に多大な影響が見られています。今後の誘客促進に向け、世界文化遺産として登録された北海道・北東北の縄文遺跡群の価値と併せ、県の取組に期待が高まっています。

そこで、一点目として、県民の機運醸成を図るため、県はどのように取り組んでいるのか。

二点目として、白神山地を活用した誘客について、県はどのように

取り組んでいくのか伺います。

次の質問は、主要地方道岩崎西目屋弘前線西目屋村砂子瀬地区で発生した災害の復旧についてです。

二〇二一年十二月四日に西目屋村砂子瀬で発生した道路のり面の土砂崩落により、弘前方面から白神世界自然遺産に触れることのできる暗門や津軽峠に向かう道路が寸断され、観光への影響が心配されました。

そこで、一点目として、これまで県が行った復旧の取組について。

二点目として、本復旧までの今後の見通しについて伺います。

次の質問は、八月の大雨によるリンゴの被害対策についてです。

八月の大雨で岩木川中流部のリンゴ園地が二回にわたり冠水し、大きな被害を受けました。私は、被災後の八月と、三か月経過した十一月に被災された農家の方々と懇談の場を設け、生の声を聴かせていただきました。七年前に親から引き継いで頑張ってきたが、この先どうしたらいいか今も迷っている、私たちの声を聴いてほしい。高齢の母親と二人で頑張ってきたが、自分も若くないので、できたら国に買い取ってほしいなどの声が聞かれました。

被害を受けた土地は、民地も官地も混在しています。被災した土地は、一九六五年三月まで青森県が、現河川法の下、現在は国が管理しています。今でも官地の占用料の徴収は県が行っており、リンゴ園占用許可は、板柳町で三件、藤崎町三件、弘前市で三十六件の計四十二件で、占用料計四十八万二千七百五十五円とのことです。また、民地としてのリンゴ園地は、背後に堤防ができたところで、結果、堤外地とされ、本来は国が買い取りすべき土地とも言えます。

被害園地の支援について、県は、園地の移転など今後の営農の意向調査を行うとともに、希望者には改植や新植等の支援制度や、代替農地の確保に向けた情報提供などの支援策を示しています。被害状況を見極め、着実に実行することを求めます。

改めて一点目として、リング樹園地の被害状況について伺います。

被災した農家の方から、以前は果樹共済に入っている人が多かったが、津軽ダムができたこと、九年間災害が起きなかったことから加入者が少なくなったと述べています。

そこで、本県におけるリング生産者の農業保険の加入状況と加入推進に向けた県の取組について伺います。

収入保険導入と同時に果樹共済が総合方式一本になり、掛金は重い負担となります。市町村によっては財政的支援をし、加入率アップにつなげている自治体があります。

そこで、県内市町村における農業保険の掛金等負担の軽減に向けた取組について伺います。

次の質問は、尾太鉱山本山処理施設の未処理抗廃水の流出についてです。

八月の大雨時、尾太鉱山木戸ヶ沢処理施設は大丈夫だろうかと危惧しましたが、後日、本山処理施設の導水管破損による未処理抗廃水が流出したとの情報は大変ショックでした。未処理水には、カドミウム、鉛、亜鉛などの有害物質が含まれ、流出後は、津軽ダム、岩木川へと流れ、弘前市樋の口浄水場取水口から弘前市民の飲料水として活用されているからです。

そこで、一点目として、今回の流出の原因と河川の水質への影響について。

二点目として、現在の復旧状況について。

三点目として、今後の復旧見込みと再発防止対策について伺います。次の質問は、伝統工芸産業の振興についてです。

青森県には優れた伝統工芸品が数多くあります。弘前市にも、津軽塗をはじめ、下川原焼土人形、あけびづる細工、こぎん刺し、ブナコなど、味わい深い品々があります。

しかし、生活様式の変化による消費者ニーズの変化に伴い、生産額

が減少、担い手の確保などの課題が指摘されています。歴史ある伝統工芸品をこれからも継承させるためにも、県の支援が求められます。

そこで、一点目として、津軽塗をはじめとする伝統工芸産業の振興に向け、県はどのように取り組んでいるのか伺います。

津軽塗の箸は大変使い心地がよく、私も愛用している一人です。めおとのセットでプレゼントすると大変喜ばれます。最近、高校生の孫からのリクエストで、津軽塗のボールペンをプレゼントし、喜ばれました。弘前の町には津軽塗に携わる方々が身近にも多くおられ、その心意気に触れると同時に、販路拡大に向けての要望も寄せられます。

先般、弘前工業研究所が創立百周年を迎え、改めて多岐にわたる研究成果を社会に還元されてきたことを再認識いたしました。津軽塗についても、技術面での支援に力を注いできたと思います。

そこで、二点目として、県産業技術センター弘前工業研究所においては、津軽塗の技術支援にどのように取り組んでいるのか伺います。

次の質問は、青森県立郷土館の資料収集及び保管についてです。

今回、この問題に関心を持ったきっかけは、弘前市の昆虫研究者で、チョウの研究に生涯情熱を傾けられた阿部東氏が、青森はもとより、外国にも足を運び、青森や世界の昆虫を採集し、多数の国レベルの重要な標本を残し、亡くなられました。御遺族は、御本人が生前、郷土館は標本の管理が悪いので預けたくないとおっしゃっていたことから、最終的には知人の紹介で静岡県のふじのくに地球環境史ミュージアムにお預けしたということです。

青森県立郷土館基本的運営方針には、「県民・国民共有の財産である貴重な資料の収集・整理に努め、良好な状態で次の世代に継承していきます」と書かれています。現在リニューアル中の郷土館が、これを機に、より充実した県民に愛される郷土館になることを期待して質問いたします。

一点目として、県立郷土館の資料の収集及び保管の考え方について。

二点目として、県立郷土館の収蔵資料の保管状況について伺います。次の質問は、子供の医療費無料化についてです。

子供たちが病気にかかったときに安心して医療にかかれるようにすることは子供を持つ親の願いであり、将来を担う人材を守り育てることからも、欠かすことができない政策です。

青森県の到達は、議会での提案や県民の声を受け、二〇一八年の十月から対象の就学前の子供たちに対する所得制限を大幅に緩和し、それまでの五割から九割に対象が拡充されました。しかし、一割の子供たちは対象外とされ、四歳以上、入院一日五百円、通院一か月千五百円の自己負担は残ったままで、完全無料化とはなっていません。

厚労省が二〇二一年四月一日、現在の実施状況を調査し、今年九月十六日に発表した報告によると、全千七百四十一市町村のうち、通院で、高校卒業までが八百七十七市町村、約四七％、中学卒業までが八百三十二市町村、約四八％、このほか、二十歳年度末が三自治体、二十二歳年度末が二自治体へと広がり、中学卒業以上を助成する市町村は、全体の約九五％を占めるまでになっています。

そこで、一点目として、県内の市町村の子供の医療費助成の実施状況について伺います。

子供の医療費助成制度を都道府県レベルで見えますと、十八歳までが鳥取、福島、静岡、茨城（入院のみ）、鹿児島に続いて、来年四月から東京都で実現します。十五歳までが秋田、群馬、福井、京都、兵庫、奈良、徳島、福岡、沖縄、入院のみは神奈川、愛知、大分となり、十五歳以上は十八県に広がりました。青森県と同じく就学前までの対象で、所得制限も一部自己負担もありという県は、僅か五県となりました。

そこで、二点目として、市町村での実施状況を踏まえ、県として子供の医療費助成の対象を拡充すべきと考えますが、県の見解について伺います。

次の質問は、県内市町村における公立小・中学校の学校給食の無償化についてです。

学校給食は、子供の食生活の改善や健康な体づくりに大きな役割を果たします。保護者が負担する学校給食費の一人当たりの年平均は、公立小学校で約四万七千七百七十三円、公立中学校で約五万四千三百五十一円と重い負担となっています。

今、七人に一人の子供が貧困ラインを下回る状況に加え、コロナ感染と物価高が子供や保護者の生活、仕事、家計、心身に大きな影響を与えています。家計の負担を減らすために、コロナ対策費として充てられる国の地方創生臨時交付金を活用し、給食費を無償化する自治体が増えていきます。

文科省が今年九月九日に公表した物価高騰等に対応した学校給食費の保護者負担軽減の実施状況を見ますと、七月二十九日時点で全国で八割を超える自治体が地方創生臨時交付金などを活用し、軽減実施及び予定しています。青森市でも十月から中核市では全国初の無償化を実施し、全国の注目を浴びています。

そこで、県内市町村における学校給食の無償化の状況について伺います。

憲法第二十六条は、義務教育は無償とすると定めています。また、学校給食法第二条には、学校給食は食育であるとし、教育としての位置づけをしています。また、同法第十一条に保護者負担が明記されていますが、一九五四年の文部次官通達、給食費の一部または全額を補助することを禁止する意図はないとしています。

そこで、二点目として、学校給食の無償化に県として取り組むべきと考えますが、県教育委員会の考えを伺います。

次の質問は、津軽地域保健医療圏における二次救急医療体制についてです。

二〇一六年三月、青森県が地域医療構想を策定し、津軽地域保健医

療圏では、自治体病院等の機能再編により中核病院を整備することが示され、同年十月、地域医療構想調整会議において、国立病院機構弘前病院と弘前市立病院を統合した中核病院整備が提案されました。そして、二〇一八年十月、国立病院機構、弘前市、青森県、弘前大学の四者による基本協定が締結され、二〇二二年四月に弘前総合医療センターが開院されました。

二〇一六年の調整会議で、新たな中核病院では救命救急センターを整備することが示され、二〇一八年十月、四者により締結された基本協定でも、病院機能の一つとして、二十四時間三百六十五日の二次救急医療救命救急センターを、一次救急との連携では、新中核病院敷地内に弘前市急患診療所を配置することが示され、救急医療に対する期待が高まりました。しかし、開院した弘前総合医療センターには救命救急センターは設置されず、救急専門医一人体制の救急科新設となり、弘前市急患診療所は配置されませんでした。

津軽地域保健医療圏の二次救急医療体制は、十年前までは十病院が輪番に参加していましたが、救急に携わる医師が次々に退職し、新しい医師を確保できず、輪番から手を引く医療機関が続出し、併せて市立病院が閉院となり、現在では、内科、外科は弘前総合医療センターと健生病院、弘大病院高度救命救急センターの三病院で、小児科は弘前総合医療センターと健生病院の二病院が担っています。コロナも加わり救急の体制も変わり、ほぼ毎日、弘前総合医療センターと健生病院が受け持ち、内科、外科、そして小児科の二つを同時に受け入れることもあり、負担が非常に重くなっていると聞かれています。

そこで、一点目として、津軽地域の救急医療について、地域医療構想で示した方向性に対し、県は現在の状況をどう捉えているのか伺います。

津軽地域保健医療圏では、救急医療体制の充実を図り、二次救急医療の輪番体制の維持や、救急医療に携わる研修医の確保に寄与するこ

とを目的として、二〇一六年から弘前大学寄附講座「地域救急医療学講座」を開設しています。青森県は、二〇一八年度から地域医療構想に基づく新中核病院が開院されるまでの間、二分の一に当たる千五百万円を補助してきました。

しかし、開院に伴い、県からの補助が打ち切られ、当講座の在籍医師数は、それまでの四人から五人に対し、二人へ減少してしまいました。津軽地域保健医療圏の二次救急医療が安定的に運営できるよう、また、講座に在籍した医師が県内各地の病院で救急診療に携わった経験を生かすことにより、青森県全体の救急医療、ひいては地域医療の質の向上につながることを期待し、県の補助の復活を求める声が上がっています。

そこで、二点目として、弘前大学寄附講座「地域救急医療学講座」への県の支援について、継続すべきと考えますが、県の見解を伺います。

次の質問は、環境に配慮した再生可能エネルギーの導入についてです。

一点目として、仮称みちのく風力発電事業及び仮称惣辺奥瀬風力発電事業に係る環境影響評価について質問します。

株式会社ユーラスエナジーホールディングスが、青森市、十和田市、平内町、野辺地町、七戸町及び東北町、六市町にまたがる八甲田山系周辺に、国内最大規模百五十基の風力発電を設置する仮称みちのく風力発電事業を二〇三〇年四月に運転開始する計画が進められ、環境や景観への影響を心配する声が広がり、今年五月には山岳ガイドらでつくる市民団体が計画見直しを求め、約七千六百人分の署名を県に提出しました。

一方、十和田風力開発株式会社が十和田八幡平国立公園の十和田湖外輪山や奥入瀬溪流が存在する場所に四十三基——その後、三十四基に変更——を設置する仮称惣辺奥瀬風力発電所計画を二〇二五年着

工、二〇二九年稼働予定で進められています。十和田湖への旧参詣道である十和田古道が現存、かつて遥拝所があったとされるこの計画に対し、今年八月には十和田湖国立公園協会や地元町内会などが建設計画に強く反対する陳情書を小山田十和田市長に提出し、また、NPO十和田歴史文化研究会会員や歴史学者などの署名推薦を受けた市民団体が青森県議会議長に対し、請願しました。環境アセス法においては、県は是非を決める権限は持ちませんが、環境影響の手続の段階で意見することはでき、国の判断に影響を与える可能性があります。

七月末に、宮城県で事業に反対する知事や住民の声を踏まえ、関西電力が計画していた風力発電事業の白紙撤回を決めています。青森県においても、知事や住民の反対の声が反映され、白紙撤回になることを強く望むものです。

そこで、仮称みちのく風力発電事業及び仮称惣辺奥瀬風力発電事業に係る環境影響評価の手続状況について伺います。

次に、二点目として、太陽光発電や風力発電事業に係る森林の開発について質問します。

仮称みちのく風力発電事業及び仮称惣辺奥瀬風力発電事業の実施区域には、保安林が多くを占めています。保安林は、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全、形成等、特定の公益目的を達成するため、立ち木の伐採や土地の形質の変更等が規制されています。また、林地開発許可制度は、森林において開発行為を行うに当たっては、森林の有する役割を阻害しないよう、適正な利用を確保することを目的としています。よって、二つの風力発電事業において、県は、その保安林解除あるいは林地開発許可について、極めて慎重な判断が求められると思います。

そこで、一つ、太陽光発電や風力発電事業について、県がこれまでに行った保安林の指定の解除及び林地開発の許可の状況について。

一つ、森林の開発により災害の発生が懸念されるが、開発の許可等

に当たって、県はどのような審査や指導を行っているのか伺います。最後の質問は、原子力・核燃料サイクル政策についてです。

一点目として、使用済MOX燃料等の再処理について質問します。六ヶ所の再処理工場は、一九九三年に着工、当初の完成予定は一九七七年でしたが、今年九月七日、二十六回目の竣工延期が発表されました。二十九年たっても本格稼働できない事態は、再処理工場を運転する技術的力量がないということを示していると言わざるを得ません。

六ヶ所再処理工場は、全国の原因から発生するウラン燃料の使用済燃料を再処理する工場ですが、むつ市の使用済燃料中間貯蔵施設に貯蔵される予定の東京電力及び日本原子力発電から発生するウラン燃料及びプルサーマルで発生するMOX燃料の使用済燃料を再処理する第二再処理工場については、二〇一〇年頃から検討に向けた準備が開始されるとされていましたが、一向に検討の情報が入ってきておりません。

そこで、使用済MOX燃料及びむつ市の中間貯蔵施設で一時貯蔵される使用済燃料の再処理の見通しについて伺います。

二点目として、原子力発電及び核燃料サイクルの廃止について質問します。

福島原発事故は、今も多くの人を苦しめています。原発・核燃中止の道こそが過酷事故を防ぐ担保となります。再処理して取り出されるウラン、プルトニウムの混合燃料(MOX燃料)を軽水炉で使うプルサーマルは、万一事故などで環境中に放出され、プルトニウムが体内に取り込まれれば、ごく微量でもがんなどの原因となり、制御棒の効きが悪いこともあり、地域の住民の賛同は得られません。

核燃料サイクル政策について、初代規制委員長を務めた田中俊一氏は、日本の原子力政策はうそだらけでここまでやってきた、最大の問題は、いまだに核燃料サイクルに拘泥していること、技術的にもサイクルが

商用レベルで実用化できる可能性はないと述べ、更田豊志前委員長も、全量再処理方針をどうするのかという本丸の議論を避ける社会に原子力を利用する資格があるのかと述べています。

そこで、福島第一原子力発電所の事故の教訓等を踏まえれば、原子力発電所をなくすべきであり、さらに、MOX燃料は、ウラン燃料よりも制御棒の効きが悪くなるなど安全上の懸念があることから、再処理、MOX燃料加工、プルサーマルという一連の核燃料サイクルは止めるべきと考えますが、県の見解を伺います。

三点目として、高レベル放射性廃棄物の搬出先について質問します。再処理工場に高レベル放射性廃棄物が一時貯蔵される期間は最長五十年である一方、搬出先となるべく、最終処分場は、北海道の寿都町、神恵内村で文献調査が始まったものの、この先の概要調査、精密調査に進んだとしても、最終処分場になるまでには最低三十年かかると思われてきました。適地とならない場合も十分考えられます。そうすると、六ヶ所村の二〇四五年までとされる一時貯蔵期間までに搬出先が決まらない可能性も十分考えられます。

そこで、六ヶ所村に一時貯蔵されている高レベル放射性廃棄物について、最長五十年間の貯蔵管理期間終了時点で最終処分場に搬出できない場合、各電力会社は県外のどこに搬出するのか、また、現時点で各電力会社においてどのような検討がなされているのか伺います。

四点目の質問は、原子力発電所の運転期間の延長についてです。

岸田首相は、次世代型原発の開発、建設の推進、原則四十年、最大六十年という原発の運転期間の現行ルールを変えて、老朽原発を動かし続ける仕組みの検討を指示しました。国会審議で四十年とする根拠について、原子炉圧力容器の壁が中性子照射によりもろくなること、重要な設備や機器などの設計上の評価が運転開始後四十年の使用を想定して行われていることなどが示されており、原子炉等規制法でも原発の運転期間は原則四十年、延長しても六十年と定められています。

そこで、国において、原子力発電所の運転期間について、延長を前提とした検討がなされていますが、安全なくして原子力なしと言ってきた知事の見解を伺います。

以上をもって、壇上からの一般質問を終わります。

○副議長（蛭沢正勝） 三村知事。

○知事（三村申吾） 安藤議員にお答えいたします。

まず、私からは、白神山地世界自然遺産登録三十周年に向けた県民の機運醸成についてでございます。

世界自然遺産白神山地には、縄文時代から人との関わりを持つ原始的なブナ林の中で、多種多様な動植物が織りなす生態系の価値に加え、山、川、海の恵み、自然との共生により育まれてきた暮らしや文化など、白神ならではの多彩な魅力がございます。

私は、白神山地が令和五年度に世界自然遺産登録三十周年を迎えるこの機会を捉え、白神山地の価値や多彩な魅力を県内外に改めて発信することにより、地域の活性化につなげていきたいと考えています。

このため、今年度は、三十周年に向けた機運醸成を目的とするイベントとして、県内四か所の白神山地関連施設の周遊とトレッキング等の多様な体験プログラムの利用を促すスタンプラリーを実施したほか、県内五か所の縄文遺跡関連施設において、白神山地の風景や体験プログラムをバーチャルリアリティー等で紹介する展示会を開催いたしました。

また、八月には、弘前市、鱒ヶ沢町、深浦町及び西目屋村のほか、白神山地に関わる観光・商工団体等と来年度に実施する記念事業や情報発信に係る取組の方向性を共有したところであります。

今後は、これらの団体等で構成いたします連絡会議を設立し、各構成団体が実施する記念事業に関する情報の一元化を図りますとともに、各種広報媒体を通じて効果的に情報発信することにより、県民の

機運醸成を図っていききたいと考えております。

続いて、津軽塗をはじめとする伝統工芸産業の振興に向けた取組でござります。

本県には、歴史と風土に培われ、県民の生活の中で受け継がれてきた伝統的な工芸品が数多く存在します。私は、これら工芸品の価値と魅力を一層高めるとともに、その技と心を後世に継承していくことが重要であると考えております。

このため、県では、県内各地域の工芸品のうち、津軽塗など一定の要件を満たすものを青森県伝統工芸品に指定するとともに、高度な技術、技法を有する従事者を青森県伝統工芸士として認定することで、作り手の意識高揚と次世代への技術継承を促進してきました。

また、将来に向けて後継者を安定的に確保していくため、時代の変化やニーズに対応しつつ、経営の安定化を図る観点から、新商品の開発や新たな販路開拓についても支援をしているところでございます。

具体的には、商品の価値と魅力を作り手自らが提案できるよう、商品開発や情報発信のノウハウ取得に関する助言を行っておりますほか、プロモーション、営業、販売など、作る以外のサポートを行うくらふとサポーターを育成し、作ると売るの分業体制の構築にも取り組んでいるところであります。

今後とも、津軽塗をはじめとした本県の優れた伝統工芸産業の振興に向けまして、関係機関との連携を図りながら、積極的に取り組んでいきたいと考えているところであります。

続きまして、国において、原子力発電所の運転期間について、延長を前提とした検討がなされていることに対する見解でござります。

去る八月二十四日に開催されました第二回GX（グリーントランスフォーメーション）実行会議において、原子力については、安全確保を大前提とした運転期間の延長など、既設原発の最大限活用などの検討項目が提示され、岸田総理からの年末に具体的な結論を出せるよう、

検討を加速するようにとの指示を受け、現在、国において、安全性最優先との大原則の下、運転期間の在り方について検討が進められているところであります。

私といたしましては、原子力発電所の運転期間の在り方について、国において安全性の確保を前提とした検討がなされているものと認識していますが、いずれにいたしましても、我が国のエネルギー政策、原子力政策につきましては、安全確保を第一義に、国において、エネルギー安全保障等をしっかり見据え、中長期的に責任を持って取り組んでいただきたいと考えているところでございます。

私からは以上であります。

○副議長（蛭沢正勝） 環境生活部長。

○環境生活部長（石坂直人） 御質問のうち、仮称みちのく風力発電事業及び仮称惣辺奥瀬風力発電事業に係る環境影響評価の現状についてお答えいたします。

仮称みちのく風力発電事業については、環境影響評価法で定める配慮書、方法書、準備書、評価書の四段階の現状のうち、第一段階である配慮書の手続きまで終了しています。具体的には、令和三年九月に配慮書の手続きが開始され、県では、同年十二月に、事業者に対して知事意見を提出したところであります。

また、仮称惣辺奥瀬風力発電事業については、第二段階である方法書の手続きまで終了しています。具体的には、令和三年六月に方法書の手続きが開始され、県では、同年十一月に、経済産業大臣に対して知事意見を提出したところであります。同年十二月には、経済産業大臣から事業者に対して、方法書に係る勧告が行われています。

県としては、今後の手続きの過程でこれらの知事意見等に対する事業者の対応状況をしっかりと確認し、より環境に配慮した事業となるよう、引き続き、適切に審査してまいります。

○副議長（蛭沢正勝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田 翔） 御質問に順次お答えいたします。

まず、県内の市町村の子供の医療費助成の実施状況についてです。県は、乳幼児はつらつ育成事業として、ゼロ歳児から小学校就学前の児童を対象に、入院時食事療養費を除く入院、通院に係る医療費の自己負担分を市町村が助成する場合に、その二分の一を補助しています。

県内の市町村では、地域の実情に合わせて給付対象の拡大、所得制限の緩和及び一部負担の免除等を県の乳幼児はつらつ育成事業より拡充して実施しています。

令和四年四月一日現在、給付対象については、入院、通院とも中学校卒業までが十九市町村、入院、通院とも高校卒業までが十八町村、通院は中学校卒業まで、入院は高校卒業までとしているのが二市、通院は就学前まで、入院は中学校卒業までとしているのが一市となっております。

所得制限については、本年四月一日現在で所得制限ありとしているのが六市町、所得制限なしとしているのが三十四市町村となっております。

自己負担については、全ての市町村において、対象者全てについて自己負担なしとしています。

続きまして、県として子供の医療費助成の対象を拡充すべきと考えるが、県の見解について伺いたいについてお答えいたします。

県内の市町村においては、地域の実情に合わせて県の補助事業より給付対象を拡大していますが、その内容は市町村により異なっております。

子供の医療費助成については、限られた財源の中で、将来にわたって持続可能な制度として維持していくことが重要であると考えています。

県では、子供の医療費の無料化は、自治体によって格差の生じるこ

とがないよう、全国一律の安定した制度として国が行うべき重要な少子化対策であると考えており、今後とも、全国知事会をはじめとする様々な機会を捉えて、国に働きかけていきたいと考えております。

続きまして、津軽地域の救急医療について、地域医療構想で示した方向性に対し、県は現在の状況をどのように捉えているのかについてです。

津軽地域では、民間病院の医師不足等によって病院群輪番制の参加病院が減少するなど、救急医療体制の維持が困難な状況となっていたことから、平成二十八年三月に策定した青森県地域医療構想において、自治体病院等の機能再編成による機能分化・連携の推進を掲げ、津軽地域の医療機関等と共に、二次救急医療体制の再構築に取り組んできたところです。

本年四月に弘前市立病院と国立病院機構弘前病院の再編、統合により開院した弘前総合医療センターは、高度医療や専門医療など地域の中核的な役割を担うとともに、弘前大学医学部附属病院及び健生病院と連携して、二次救急医療に対応しています。

県としては、今回の再編、統合によって、地域医療構想で目指した津軽地域の救急医療提供体制のさらなる充実が図られたものと考えております。

続きまして、弘前大学寄附講座「地域救急医療学講座」への県の支援についてです。

弘前市の寄附により、弘前大学が平成二十八年度に設置した地域救急医療学講座について、県では、地域医療構想の実現に向け、新たな地域の中核となる病院が開設されるまでの間、弘前市に対し、平成三十年度から当該寄附講座の設置に要する費用の二分の一を補助してきました。

県としては、令和四年四月の弘前総合医療センター開院により、津軽地域における救急医療提供体制の充実が図られたものと判断し、令

和三年度までの四年間で補助を終了したものです。

○副議長（蛭沢正勝） 商工労働部長。

○商工労働部長（三浦雅彦） 御質問四点にお答えいたします。

まず、尾太鉦山本山処理施設の未処理抗廃水流出の原因と影響についてです。

今回の尾太鉦山本山処理施設における未処理抗廃水流出の原因は、八月九日からの記録的な大雨により、上尾太沢地区において、河川護岸の一部が流出し、抗廃水導水管の一部が破損したことによるものです。

県は、未処理抗廃水の流出を確認した八月十日から毎日、流出先である湯ノ沢川でマンガンと鉛の簡易水質検査を実施しており、いずれも基準値を下回っています。

また、弘前市においても、樋の口浄水場における水質検査を実施しており、浄水処理後の水道水に異常はなく、安全であることが確認されているところです。

次に、現在の復旧状況についてです。

八月九日からの記録的な大雨により、現場に通じる県道が冠水等で直ちに復旧作業に入ることが難しい状況であったことから、まず、八月十六日に県道の仮復旧工事を行い、八月二十四日から破損した導水管の応急対策工事と補強対策を行ってきました。その結果、九月二十二日以降は、未処理抗廃水の河川への流出は確認されていないところです。

現在は、雪崩等による導水管の被害を未然に防ぐための仮復旧工事を実施しており、年内の完了を目指しています。

次に、今後の復旧見込みと再発防止対策についてです。

今後の復旧見込みにつきましては、破損した導水管の本復旧工事を来年度直ちに着手できるよう、国と協議を重ねています。

また、再発防止対策につきましては、本復旧工事に向けて、本年度

中に導水管の既存のルートに加え、大雨や雪崩等の災害を回避できる新ルートを検討や、それを踏まえた導水管等の工事の設計を行うこととしています。

県といたしましては、今後とも、地域住民の健康保護や生活環境保全の観点から、抗廃水処理をはじめとする鉦害防止事業に取り組んでまいります。

最後に、弘前工業研究所における津軽塗の技術支援についてです。

県産業技術センター弘前工業研究所では、津軽塗をはじめとする伝統工芸産業の振興を図るため、県内事業者が抱える課題に応じた技術指導や、新たな産業分野へ進出するための技術開発などに取り組んでいます。

具体的には、漆の乾燥方法や津軽塗の技法など、製造工程で生じる課題に対して技術指導を行っているほか、業界団体と共に後継者の育成に向けた技術研修を開催し、受講者の習熟度に応じた指導に取り組んでいます。

また、新たな産業分野への進出として、高級自動車や新築住宅などの内装材に伝統工芸の技術が採用される事例が増加していることから、耐久性や光沢度など製品規格を満たすために必要となる製造技術の開発に取り組むとともに、研修会を通じてその技術の普及を進めているところです。

県といたしましては、同研究所と共に業界団体と連携しながら、津軽塗の製造に携わる県内事業者を技術指導と技術開発の両面から積極的に支援していきます。

○副議長（蛭沢正勝） 農林水産部長。

○農林水産部長（赤平次郎） 御質問五点にお答えいたします。

まず、八月の大雨によるリンゴ樹園地の被害状況についてであります。

八月三日からの大雨により、県内十市町村においてリンゴ樹園地の

被害が発生しており、全体の被害面積は六百十七ヘクタール、被害額が約二十二億六千万円で、その内訳は、樹冠浸水や土砂の流入、堆積が約二十一億二千万円、樹体損傷が約一億四千万円となっています。

主な市町村の被害状況は、被害額が大きい順に、弘前市が二百七十六ヘクタールで八億二千五百六十万円、板柳町が百十七ヘクタールで四億七千九百八十五万円、藤崎町が六十九ヘクタールで三億八千四百三十五万円、つがる市が八十九ヘクタールで三億七百三十八万円、鶴田町が五十九ヘクタールで二億五千二百九万円となっています。

次に、本県におけるリンゴ生産者の農業保険の加入状況と加入推進に向けた県の取組についてです。

リンゴを対象とした農業保険には、自然災害等による損失を補填する果樹共済と、基準となる農業収入を下回った場合に差額を補填する農業経営収入保険の二つがあります。

県の調査では、二つの農業保険を合わせた令和四年十月末における県全体の加入率は三九%で、八月三日からの大雨被害が大きかった五市町では、板柳町が七〇%で最も高く、次いでつがる市が四七%、弘前市が四〇%、鶴田町が三九%、藤崎町が三八%となっています。

また、本年産からは、これまで果樹共済加入者の九割が選択してきた暴風雨などの一部の災害のみを補填対象とする特定危険方式が廃止されたことに伴い、加入率の低下が懸念されたものの、総合方式や農業経営収入保険への円滑な移行に取り組んだ結果、前年並みの加入率を維持しています。

県では、県農業共済組合と県りんご協会や農協、市町村との連携強化を誘導するとともに、今般被災した地域を対象に、国の支援事業の受付の際、農業保険の加入意向を個別に調査する取組を進めており、そうした様々な機会を捉え、加入促進を図っていくこととしております。

続きまして、県内市町村における農業保険の掛金等負担の軽減に向

けた取組についてです。

本年十月末時点で、県内四十市町村のうち、二十三市町村において、それぞれの地域の実情に応じて、農業共済と農業経営収入保険の両方、またはいずれかを対象に、農業者が支払う掛金等の一部を助成する補助事業を実施しています。

次に、太陽光発電や風力発電事業について、県がこれまでに行った保安林の指定の解除及び林地開発の許可の状況についてです。

事業者が森林の開発を伴う事業を実施するに当たっては、あらかじめ保安林については、農林水産大臣または知事からその指定の解除を受ける必要があり、保安林以外の森林については、面積が一ヘクタールを超える場合、知事から林地開発の許可を受ける必要があります。

県内では、保安林について、これまでに太陽光発電や風力発電事業により指定を解除した事例はありません。

林地開発の許可については、再生可能エネルギー固定価格買取制度が開始された平成二十四年度以降増加し、令和三年度までの十年間で、太陽光発電が四十七件、五百八十八ヘクタール、風力発電が七件、四十一ヘクタール、合計で五十四件、六百二十一ヘクタールを許可しており、林地開発許可全体のうち、件数で約六一%、面積で約七八%を占めています。

最後に、開発の許可等に当たって、県はどのような審査や指導を行っているのかについてです。

県では、林地開発の許可に当たっては、森林法の規定に基づき、災害の防止や水害の防止、水の確保、環境の保全の四つの要件について、県が定めた許可基準に基づき審査し、必要な指導を行い、要件を満たした場合、許可を行います。

また、事業者が林地開発に着手したときは、随時現地調査を行い、許可した内容のとおりに行われているかを確認し、仮に違反行為が認められた場合は、その行為の中止を勧告し、必要に応じて防災措置

を指示することになります。

なお、保安林の指定の解除については、実績はありませんが、仮に事業者から申請があった場合には、森林法及び国の通知に基づき、解除の要件を満たしているかを審査することになります。

○副議長（蛭沢正勝） 県土整備部長。

○県土整備部長（宮本健也） 岩崎西目屋弘前線砂子瀬地区の災害復旧に関する御質問二点にお答えいたします。

最初に、県によるこれまでの復旧の取組についてです。

主要地方道岩崎西目屋弘前線の西目屋村砂子瀬地区では、昨年十二月四日に地滑りが発生し、道路のり面からの崩落土砂により、車両通行が不可能となりました。

復旧には原因を解明し、安全性を確認した上での対策が必要であり、高度な技術的判断が求められたことから、専門家等で構成する土砂崩落対策検討委員会を設置し、被災のメカニズムや本復旧に向けた対策工法等に関して、技術的な助言、指導をいただくこととしました。

これまでに三回の検討委員会を開催し、先月の第三回委員会では本復旧の概略工法について審議いただき、対策の方向性について了解をいただいたところです。

なお、七月に通行止めを解除した際の判断に当たっても、検討委員会からの助言を参考に、仮設防護柵を設置した上で、のり面状況の目視確認が可能な日中の片側交互通行の対応としたところであり、夏の本格的な観光シーズンを前にした早期の交通開放と安全な道路利用の両立を図った対応としたところです。

次に、本復旧までの見通しについてお答えいたします。

今後は、詳細設計や関係機関との調整を進め、国による災害査定を経て本復旧工事を行う予定です。

今回の災害は、被災の規模が大きかったことに加え、道路利用者の安全に配慮しながらの施工となるため、入念な施工計画の下で慎重に

作業を進める必要があること、冬期閉鎖区間内の作業のため、施工時期が限られること等により、本復旧まで時間を要すると想定しており、完了は令和六年度以降となる見込みです。

来年は、白神山地が世界自然遺産登録三十周年を迎え、観光に訪れる方も多くなると見込まれることから、本復旧工事は、安全を確保の上、地元の西目屋村をはじめとした関係者とも協議をしながら、道路利用者への影響が最小限となるよう配慮しつつ、早期復旧に努めてまいります。

○副議長（蛭沢正勝） 観光国際戦略局長。

○観光国際戦略局長（堀 義明） 白神山地を活用した誘客の取組についてお答えします。

世界最大級の原生的なブナ林を有し、起伏と変化に富んだ自然景観と豊かな動植物に恵まれた白神山地は、世界的にも高い評価を得ており、本県への誘客を図る上で重要な観光資源であると認識しております。

このため、県では、JR東日本や秋田県と協働し、自然や動植物の多様性を学ぶ講座や、専門ガイドによるトレーニングを組み込んだ団体ツアーを実施し、同地域への旅行の興味や関心を高めてきました。

また、先月九日に東京都内で首都圏の旅行会社や交通事業者等を対象に開催した青森観光セミナーでは、白神山地の魅力を積極的にPRし、旅行商品の造成を強く働きかけたところです。

来年は登録三十周年の節目を迎えることから、話題性の高まるこの好機を逃すことなく、四月から実施されるJR東日本等による津軽観光キャンペーンも活用し、関係機関や地元自治体と連携しながら、白神山地エリアへのさらなる誘客促進に取り組んでまいります。

○副議長（蛭沢正勝） エネルギー総合対策局長。

○エネルギー総合対策局長（坂本敏昭） 原子力・核燃料サイクル政策に関する御質問三点についてお答えいたします。

まず、使用済MOX燃料等の再処理についてであります。

使用済MOX燃料の再処理については、昨年十月に閣議決定された国の第六次エネルギー基本計画において、使用済MOX燃料の処理、処分の方策について、使用済MOX燃料の発生状況とその保管状況、再処理技術の動向、関係自治体の意向などを踏まえながら、引き続き、二〇三〇年代後半の技術確立を目的に研究開発に取り組みつつ、検討を進めるとされています。

また、むつ市の中間貯蔵施設で一時貯蔵される使用済燃料の再処理については、国によると、むつ市の使用済燃料中間貯蔵施設については、再処理工場の稼働状況や原子力発電所の使用済核燃料の発生状況などを踏まえ、発生した使用済核燃料が再処理工場において再処理されるまでの猶予を確保する機能を期待している、我が国は、全ての使用済核燃料を再処理することを基本としていることから、むつ市の使用済燃料中間貯蔵施設に搬入された使用済核燃料については、貯蔵期間の終了までに全て搬出されることを前提としており、再処理工場の稼働状況やむつ市の使用済燃料中間貯蔵施設における使用済核燃料の貯蔵状況を勘案しつつ、搬出時に稼働している再処理工場で処理をすることになるとのことです。

次に、原子力発電及び核燃料サイクルは廃止すべきとの考えに対する見解についてであります。

エネルギー資源に乏しい我が国においては、エネルギーの安定供給、地球温暖化への対応、エネルギー安全保障等の観点から、一貫して原子力発電及び核燃料サイクルの推進を基本政策としてきており、昨年十月に閣議決定された第六次エネルギー基本計画では、核燃料サイクルについて、引き続き関係自治体や国際社会の理解を得つつ取り組むこととし、再処理やプルサーマル等を推進するとしています。

去る九月十三日、西村経済産業大臣への確認・要請の際、大臣からも、核燃料サイクルを推進していく基本方針に変わりはない、六ヶ所

再処理工場の竣工は極めて重要、安全確保を大前提に、竣工や操業に向けた対応を官民一体で進めていくなどの発言があったところです。

原子力・核燃料サイクル政策については、安全確保を第一義に、国が前面に立って、その位置づけや意義、必要性等を丁寧に説明するなど、国民全体の理解促進に向けた取組を強化しつつ、当面する課題を一つ一つ解決しながら、中長期的に責任を持って取り組んでいただきたいと考えています。

次に、高レベル放射性廃棄物の搬出先についてであります。

電気事業連合会によると、青森県に搬入されたガラス固化体の搬出期限については、事業者として責任を持って遵守する、最終処分場の確保に向けて、国、NUMOと連携して、地域の皆様との対話活動等を通じて、国民の関心や理解が深まるよう活動を進めている、電事連としては、最終処分場を確保する、それに向かって最大限の努力を進めるといったことが取り組むべき課題だと認識して進めている、また、去る八月二十四日のGX実行会議において、最終処分についてもプロセスの加速化が挙げられており、今後の取組などが議論されているところ、議論内容などを踏まえながら、より一層、国やNUMOと連携しつつ、文献調査の実施地域の拡大に向けて取り組んでいくとのことです。

いずれにいたしましても、高レベル放射性廃棄物の貯蔵管理期間終了時点での搬出については、安全協定において規定されているほか、各電力会社からも、貯蔵期間終了時点までに確実に青森県外に搬出するといった確約を得ているところであります。

○副議長（蛭沢正勝） 教育長。

○教育長（和嶋延寿） 御質問四点にお答えします。

まず、県立郷土館の資料の収集及び保管の考え方についてです。

県立郷土館では、総合博物館として、本県の歴史や自然、文化などについて、誰もが幅広い理解を得られるよう、資料の収集、保管、展

示などに取り組んでいるところです。

資料の収集及び保管については、県民・国民共有の財産である貴重な郷土に関する資料の収集、整理に努め、良好な状態で次の世代へ継承するという基本的な考え方にに基づき実施しています。

次に、県立郷土館の収蔵資料の保管状況についてです。

県立郷土館の収蔵資料数は、令和四年三月末現在、考古分野は、土器、石器など一万八千八百五十点、歴史分野は、古文書や絵図、写真など二万六千三百七十一点、民俗分野は、民具や祭り、信仰の用具など一万六千六百六十八点、自然分野は、動植物や化石の標本など四万五千四百二十二点の合計十万三千三十一点となっています。

これらの収蔵資料については、資料の材質や形状に応じ、展示ケース、標本箱、桐箱、中性紙箱、コンテナケース等の収納容器に収め、温湿度管理され、安定した環境に置くなどして保管しています。

次に、県内市町村における学校給食の無償化の状況についてです。

本県で公立小・中学校の学校給食費の軽減措置を取っている市町村は、本年十一月一日現在で二十二あり、その内訳は、全額補助が十四市町村、一部補助が八市町村となっております。

次に、学校給食の無償化に県として取り組むことについてです。

公立小・中学校の学校給食については、学校給食法に基づき、学校の設置者である市町村により実施されております。

同法において、その経費負担は、学校給食の実施に必要な施設設備に要する経費及び学校給食に従事する職員に要する給与などは市町村の負担とすること、また、その他の材料費などは、原則として学校給食を受ける児童生徒の保護者が負担することとされております。

市町村によっては、地域の実情や保護者の経済的現状を勘案し、学校給食費の軽減措置が取られており、また、生活困窮世帯の児童生徒に関する学校給食費については、学校教育法で定める就学援助制度等により、国及び学校の設置者である市町村が補助しているところです。

県教育委員会としましては、この就学援助制度等が今後も継続されるよう、全国都道府県教育長協議会などを通じ、国に対して働きかけてまいります。

○副議長（蛭沢正勝） 安藤議員。

○三十三番（安藤晴美） 再質問をさせていただきます。

最初の再質問は、農業保険の加入率アップについてですけれども、今、異常気象により、農業における災害のリスクが高まっています。ぜひとも農業保険の加入者を増やす必要があると思います。

今回冠水を受けた生産者やそのほかの自然災害を受けた方たちは、今年の収入は見込めなかったり、また、大幅に減収したりしています。しかし、来年からの農業共済はぜひとも入りたいと思いつつ、そういう経済状況もあるので加入が難しいという声があります。そういう中ですので、農業保険の加入率アップのために、県としても掛金等負担の軽減に向け、支援を講じるべきと考えますが、県の見解を伺います。

○副議長（蛭沢正勝） 農林水産部長。

○農林水産部長（赤平次郎） 農業共済や農業経営収入保険といった農業保険は、農業者が自らの経営を守ることを基本としつつ、農家の努力では回避できない経営リスクに対する公的救済という観点から、その原資の約二分の一を国庫により負担しており、農家の負担がそもそも軽減されている制度となっております。

そうした農業保険に対して、さらに県で掛金等を助成することは、農家自らの経営判断でリスクに備えるという観点や、他のセーフティネット制度との公平性の観点などから見て、県としては難しいものと考えております。

○副議長（蛭沢正勝） 安藤議員。

○三十三番（安藤晴美） しかし、実際に市町村が掛金への補助をして加入率をアップさせている実績があるわけですから、そんなことを言わずに、県としても掛金への補助をぜひ検討していただきたいと思

います。農業県の青森県ですから、そうした厚い手当では必要だと思
います。

次の再質問ですが、津軽圏域の二次救急医療体制についてです。

先ほど答弁の中で、健康福祉部長は、さらなる充実が図られたとお
っしゃいました。しかし、二次救急医療の体制を見る限り、救急医療
センターができなかったことなどを含め、とてもそんなふうには受け止
めることはできません。

調整会議や四者協定での救急医療の提案は、結局計画どおり進みま
せんでした。その構想を練っていたときは輪番救急医療体制が大変だ
ったときでしたので、期待はとて高まりました。そういう中で、病
院統合に、そのような計画を持ち、期待を膨らませ、誘導したと言
えるのではないかと感じます。

そして、医師不足が見込まれていた中で、救急医療センターをつく
るという計画案を出してきたというのは、見通しの甘さがあったと考
えます。その辺についてどのような見解をお持ちでしょうか。

○副議長（蛭沢正勝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田 翔） 救急医療センターというのはなくて、
恐らく救命救急センターのことだと思いますけれども、申し訳ござい
ません、今、手元に資料がございませんで、お答えすることが困難で
ございます。

○副議長（蛭沢正勝） 安藤議員。

○三十三番（安藤晴美） 救命救急センターのことです。今、手元に
ないということですので、弘前市民としては、夢をかざされて、統合
に、そういう体制に協力しようという機運があったというのは事実で
すので、ぜひその辺を受け止めていただきたいと思います。

輪番の救急医療を担われている健生病院にお聞きしましたところ、
コロナも加わり、夜間の救急医療を終えた医師が引き続き日中の診療
に当たるといのが日常茶飯事という現状のようです。そうした中で、

今、頭を抱えている問題が、医師の働き方改革を迫られている中で、
救急指定許可にも影響するのではないかと心配がされています。

そこで、令和六年四月から医師の時間外・休日労働時間の上限規制
により救急医療に影響がでると考えますが、県は病院に対し、どのよ
うな支援を行っているのか伺います。

○副議長（蛭沢正勝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田 翔） 労働基準法の改正により、令和六年四
月から各病院が医師の勤務時間を把握し、医師の時間外・休日労働時
間の上限を設定する、いわゆる医師の働き方改革が開始されます。こ
の医師の働き方改革に対し、県では、平成二十七年四月に設置した青
森県医療勤務環境改善支援センターで、各病院からの相談に応じてい
るところでございます。

具体的には、各病院で医師の労働時間をどのように把握したらよい
のかといったことについてのアドバイスや、例えば労働基準監督署に
相談に行く際に、医療勤務環境改善支援センターのスタッフが同行し
まして、一緒に助言などを行っているという形で支援しております。

また、去る十一月七日には、県内の病院間で医師の働き方改革の進
捗状況などについて情報交換を行っております。その際には、県と
各病院が団結して医師の働き方改革に一緒に対応していく方針とい
うことも確認したところであり、今後も国からの情報収集を速やかに行
うなど、制度変更に対してしっかりと対応してまいります。

○副議長（蛭沢正勝） 安藤議員。

○三十三番（安藤晴美） よろしくお願いたします。

次の再質問は、県立郷土館資料収集、保管についてです。

阿部東氏の御遺族は、現在、阿部氏の昆虫標本を全て預けている先
のふじのくに地球環境史ミュージアムの岸本年郎氏が、郷土館の昆虫
標本を見て、酸化しているとおっしゃったと聞いています。岸本氏は、
現在、阿部東氏の標本三百箱を預かって薫蒸作業を行っています。そ

のうち三分の一は青森県のもので、いずれスペースをつくるなど環境を整えていただき、郷土館に受け入れてほしい、そして青森県民の皆さんに見ていただきたいとの意向を示しています。

郷土館の昆虫標本の管理は万全にされているのか、改めて伺いたいと思います。

○副議長（蛭沢正勝） 教育長。

○教育長（和嶋延寿） 県立郷土館が所蔵する昆虫標本資料の大部分は、地域の収集家や研究者などの様々な方からの寄附により受け入れたものとなっております。昆虫標本は、虫による被害や光、高い湿度に弱いことから、受け入れた資料については、必要に応じて適切な標本箱に移し替えた上で防虫剤を入れ、温湿度管理された収蔵庫で保管し、ほぼ毎年度、薰蒸処理を実施しているところです。

○副議長（蛭沢正勝） 安藤議員。

○三十三番（安藤晴美） 万全な管理を徹底していただきたいと思えます。

弘大の白神自然環境研究センター長の中村剛之氏からお話を伺いましたところ、先生は、県立郷土館のゲストキュレーターとして、郷土館の昆虫や植物の管理のお手伝いをされているという方です。昆虫標本は適切に管理されているが、ただ、昆虫研究第一人者の下山健作氏の標本もただ置いておくだけで、利用、リスト化がされていない、いわゆる死蔵の状況だと述べておられます。そして、青森県は、もっと郷土館における自然分野を大切にして、学芸員についても、学校の教員を採用するのではなく、学芸員を募集して、活用など適切な方向性も持てるようにすべきだという提言をされています。ぜひ今後の運営に生かしていただきたいと思えます。

次の再質問ですが、子供の医療費無料化についてです。

財政力指数が青森県より低い徳島県や秋田県、沖縄県で中学校卒業まで、鳥取県では高校卒業まで無料化を実施しています。この問題で

も知事の政治姿勢が問われると思えます。青森県も思い切って県の制度として高校卒業までの医療費無料化を実施すべきだと考えます。そのことよって、中学卒業までや高校卒業まで県内市町村が無料化を実施しているところに対する財政支援になると考えます。ぜひこの点についての県の、県知事のお考えも伺えたらと思います。

○副議長（蛭沢正勝） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田 翔） 先ほどと繰り返しになってしまいが恐縮でございますけれども、子供の医療費助成につきましては、市町村において、地域の実情に合わせて実施しているところであり、県としては、限られた財源の中で、将来にわたって持続可能な制度として維持していくことが重要であると考えています。

県では、子供の医療費の無料化は、自治体によって格差の生じることがないように、全国一律の安定した制度として国が行うべき重要な少子化対策であると考えており、今後とも、全国知事会をはじめとする様々な機会を捉えて、国に働きかけていきたいと考えております。

○副議長（蛭沢正勝） 安藤議員。

○三十三番（安藤晴美） 本日に国が全ての子供の医療費無料化を実現すべきであり、そのことは今後も私たちからも要求していきたいと思えます。

次に、環境に配慮した再生可能エネルギーについてなんですけれども、再生エネルギーの比重を高めることが求められている中で、災害が起きるような無秩序な開発は規制が必要です。しかし、青森県がそうであるように、風力発電事業計画が進んでも、県は環境アセスメントでどんな影響があるかという意見を述べることでできません。また、太陽光発電事業については、まだ環境影響評価法の対象事業とはなっていません。

そうした中で、県独自の条例をつくって環境影響評価をし、適正な設置や維持管理、廃止に対する定めをつくり、規制しようという動き

が広がっています。山形県や長野県、静岡県、大分県、宮城県、仙台市、神戸市、福岡市などです。山梨市では、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを対象にして規制を行っています。ぜひとも青森県でも、これだけいろいろな問題が浮上していますので、風力発電事業も含め、山梨市で進めているような全ての再生エネルギーに対して規制する条例をつくる必要があるのではないかと考えますが、この点については、ぜひ県知事の思いを伺いたいと思います。

○副議長（蛭沢正勝） 環境生活部長。

○環境生活部長（石坂直人） 脱炭素社会の実現に向けましては、再生可能エネルギーの活用が重要でございますが、導入事例の増加に伴い、地域における合意形成が不十分なまま進められる事例が全国で散見されるようになってきております。

このため、国では、本年四月に施行した改正地球温暖化対策推進法で、新たに地域脱炭素化促進事業という制度を設けたところでございます。この制度は、市町村があらかじめ再生可能エネルギー導入の促進区域や環境保全のための取組などを定めた実行計画を策定し、その中で市町村が認定した太陽光発電や風力発電などの地域脱炭素化促進事業については、許認可等の手続の簡素化の特例を受けることができるといったものでございます。

今後、この制度が広く運用された場合には、地域における合意の下で導入される事例が増えるものと考えており、県としては、再生可能エネルギーの導入を規制する条例の制定は考えていないところでございます。

○副議長（蛭沢正勝） 安藤議員、時間が少ないものですからまとめてください。

○三十三番（安藤晴美） 再生可能エネルギーは広がっていくべきでありますけれども、現状として様々な問題が起きています。ぜひとも県として、こうした事業者に対してしっかりと物申す姿勢で、そういう

立場で頑張っていたきたいと思います。

時間がなくなりましたので、これで終わります。

○副議長（蛭沢正勝） 五分間休憩いたします。

午後二時二十五分休憩

午後二時三十三分再開

○副議長（蛭沢正勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

二番成田陽光議員の登壇を許可いたします。——成田議員。

○二番（成田陽光） 自由民主党北津軽郡選出の成田陽光でございます。議長のお許しをいただきまして、初めての一般質問になります。自己紹介も兼ねまして、所見を述べつつ、質問をさせていただきます。初めに、本年八月の大雨の被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早くこれまでの日常が戻ることを願っております。

さて、私は、津軽平野の真ん中に位置する板柳町に生まれ、高校卒業後、進学のために地元を離れ、その後、就職を機に上京しまして、民間企業に六年ほど勤務いたしました。二〇一一年の東日本大震災を機に地元に戻郷して、社会全体を覆う不安感の中、東京で生活するより、こんなときだからこそ、私一人でも地元に戻って地元を盛り上げるのに加わろうと決意し、帰ってきたことをよく覚えております。

御縁があり、政治の世界を志し、町議会議員を三期七年勤めた後、地域が抱える人口減少、少子高齢化などの課題は、県全体、そして我が国全体に共通する課題であると強く感じました。今、県議会議員としてそのような課題に向き合って解決を模索していくことの重みをより一層感じております。解決策の正解がなかなか見えない中でありますが、必ずや県民のため、地域のため、皆様に喜んでもらえるような

働きをお約束し、ひたすら信じる道を真つぐ、一生懸命、粉骨砕身働く所存でございます。若輩者ではございますが、先輩議員の皆様、また、三村知事をはじめ、県当局の皆様におかれましては、何とぞ御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

まず、本県人口減少克服に向けた経済を回す取組の推進についてお尋ねいたします。

人口減少は、地域経済の縮小とともに、地域のコミュニティー全体を消滅させていくことに直結いたします。先ほど申し上げましたが、私自身、東京での生活基盤が安定しつつありましたが、地元でUターンしてまいりました。幸い働く場所があったので帰郷できたと感じております。

今にして思えば、働き口がなければ簡単に帰ってくる決断もできなかったかもしれません。新しい産業を興したり、新規就農しやすい環境を整えたり、企業誘致など、併せて雇用を生み出すことこそが人口減少の速度を抑え、人口減少の影響を最小限に食い止めることにつながるのだと考えます。

例えば同じ就農するにしても、農業法人への就職をする形で都会から本県に戻ってくるケース、あるいは、リモートワークが一般化したため、青森県に居住しつつ東京の企業に勤務するなど、多種多様な働き方が生まれたことよって、本県にとどまり、生活することが可能になりつつあります。そうした生活を可能にする環境づくりこそ人口減少問題の克服の第一歩につながるのだと私自身も考えます。

二〇一九年度からの青森県基本計画「選ばれる青森」への挑戦の中で、最重要課題を人口減少克服と位置づけ、特に産業・雇用分野において、県民が生活の基盤とできる多様な仕事にチャレンジし、多様な働き方の選択を可能とするための方向性が示されております。地域の中で魅力ある仕事と多様な雇用を生み出し、収益を地域経済の中でし

っかり回していく仕組みづくりこそが選ばれる青森につながるのだと共感するものであります。

これまで、三村知事は、自ら先頭に立って青森県を牽引してこられました。初の一般質問の最初の質問としてお尋ねいたします。

コロナ禍の長期化や社会経済環境が大きく変化していく中、知事はどうのように経済を回す取組を進めていくのかお尋ねいたします。

次に、デジタル技術を活用した産業振興についてでございます。

世界的な新型コロナウイルスの感染拡大は、私たちの生活を一変させました。働き方についても例外ではなく、特に人と人とのコミュニケーションの在り方に大きな変化をもたらしたと感じております。

民間、行政を問わず、会議や研修、折衝の場面において、物理的な距離を超えてオンラインによるミーティングが当たり前になってまいりました。つい四、五年前まではオンラインによる会議がここまで社会的に認められることをほとんどの方が想像もしていなかったのではないのでしょうか。もちろん、これからも対面によるコミュニケーションが重要であることは言うまでもありませんが、今後は、簡単な会議であれば、オンラインで行うことができます主流となっていくのではないかと感じております。

岸田内閣においては、新しい資本主義の実現のため、柱の一つとしてデジタル田園都市国家構想を掲げております。地方の社会課題についてデジタルの力を活用して成長のエンジンへと転換し、持続可能な経済社会や新たな成長を目指すと考えております。地方の社会課題とされている地域経済の活性化や東京圏への過度な一極集中の是正、加速する人口減少、少子高齢化、そしてそれに伴う労働人口の減少は、青森県においても同様の課題であり、その一つの対応策として、デジタル技術はますます大きな力を担っていくものだと考えております。

ビジネスの場のみならず、これまでICT化があまり進んでこなかった産業分野にも広がりを見せており、農林水産業やものづくり、建

設業など、様々な分野においてもデジタル技術の活用による生産性の向上が期待されております。本県の各企業がこうした流れに取り残されないよう、デジタル化の加速に向けた取組が求められております。

加えて、先般公表されました令和四年度青森県中小企業DX実態把握調査の結果によれば、デジタル化に取り組んでいる県内中小企業者は七六・九％、全国の九一・八％と比較して低いということであり、また、DXに取り組む主な理由として、DXの本来の目的であります競争上の優位性確立につながる新たな顧客層の開拓や、新商品・サービスの創出をと答えた割合は低いということです。しかしながら、私は、こうした取組がDXにつながる取組であると考えており、この青森県においても、多くの新たなビジネスチャンスが生まれるために、先々を見据えて今から種をまく必要があると考えております。

そこで、二点お伺いいたします。

一点目としまして、地域の課題をデジタル技術で解決し、新たなビジネスを創出することが重要と考えますが、県ではどのように取り組んでおられるかお伺いいたします。

二点目としまして、県内各企業において積極的にデジタル技術の導入を進めていくためには、デジタル人材の育成、確保が重要であると考えますが、県はどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

次に、インバウンド対策についてでございます。

去る十月十一日に、新型コロナウイルス対策としての入国制限が大幅に緩和されました。訪日外国人客の個人旅行が解禁されるとともに、入国時のウイルス検査等の見直しやビザ免除措置が再開されました。現状を見ますと、日本政府観光局の発表では、十月の訪日外国人旅行者数は四十九万八千六百人と、九月の二十万六千五百人から二・四倍になったとあります。しかしながら、コロナ前の令和元年十月と比較しますと八〇％減で、まだまだ本格的な復活には程遠く、インバウンド需要の回復初期段階にあるものと受け止めております。

本県におきましても、外国人延べ宿泊者数は、平成二十四年以降増加しており、コロナ前の令和元年では約二十五万人泊を記録しました。県内におきましても、非常に多くの外国人旅行者が訪れ、大変にぎわっていたと記憶しております。今後は本格的に外国からの観光客が戻ってくる予想され、円安傾向が続き、中国のゼロコロナ政策の転換など、情勢が変化すれば、ますますインバウンド需要が高まることが期待されます。

また、十月二十八日に閣議決定されました物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策においても、観光立国の復活を掲げております。訪日外国人旅行消費額の年間五兆円の速やかな達成を目指すとしており、三村知事を先頭に、観光施策に積極的に取り組んできた本県にとっても好機と考えております。

観光は裾野の広い産業であることから、本県経済にとっても不可欠と考えます。訪日外国人観光客に再び本県が選ばれるための取組が求められております。

そこで、二点ほどお尋ねいたします。

一点目としまして、コロナ禍における県のインバウンド対策の取組についてお伺いいたします。

二点目としまして、インバウンド需要の回復に向けて、県では今後、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、リンゴの輸出促進についてでございます。

本年も青森県産リンゴの高値傾向が続いております。十月の首都圏などの主要市場平均価格は、一キロ当たり三百三十円であり、十月としましては、歴代三位とのことでした。十一月半ば以降は高値も大分落ち着きを取り戻しつつ、平年並みの価格になってきました。今年も価格が暴落するようないことがなかったため、リンゴ生産者をはじめ、関係者は、価格の面では一安心しているとの声が聞こえてまいります。

要因としましては、収量自体は平年並みであるものの、長野など他産地での収量が伸びなかったことに加え、円安傾向により海外の引き合いが強くなったことが挙げられているようにございます。国内需要は、食の多様化により、若年層を中心とした果物離れが進み、消費の先細りが懸念されております。

こうした中、生産者や市場関係者、農業団体からは、平成二十五年以降、輸出に回るリンゴが増えたことで、青森県産リンゴの価格も安定するようになったという声もよく聞きます。これまでの先人たちが市場関係者による御尽力に心から敬意を表します。そして、何より知事を先頭に県が一丸となって展開してきたプロモーションと、高品質のリンゴを作ろうと努力を惜しまなかった生産者により成し遂げられた結果であるとも考えております。今や輸出は、本県リンゴ産業の振興にとって欠くことのできない重要な取組であると認識しております。いよいよ今日から師走、十二月になり、リンゴ輸出最大の山場を迎えております。

そこで、三点ほどお伺いいたします。

一点目、青森県の近年の輸出実績についてお伺いいたします。

二点目としまして、令和四年産の青森リンゴの輸出促進に向けた県の取組についてお伺いいたします。

リンゴを輸出するに当たり、植物検疫によっていきなり輸出がストップするということになれば、リンゴの過剰在庫を抱えることになり、ひいては価格の暴落も招きかねません。

そのため、三点目としまして、リンゴの輸出に当たって、植物検疫に万全を期すことが必要と考えますが、特に主な輸出先の台湾に向けて、県はどのように対応しているのかお伺いいたします。

次に、リンゴの流通等を支える道路整備についてでございます。

リンゴは、早い品種では八月収穫期から最盛期の十一月まで、津軽地方各地の市場やリンゴ集荷施設に運搬されます。また、これから冬

にかけ、倉庫で選果し、市場に出荷する農業者も多く、幹線道路が整備されていることにより、農家や運搬業者にとっては市場への出荷がスムーズにできるようになるだけではなく、市場から首都圏、そして海外へと続く流通にとっても大きなメリットを享受できると考えます。道路は、通勤、通学など生活に不可欠なインフラとしての役割にとどまらず、地域の産業を支える上でも非常に重要な役割を担っていると感じております。

そこでまず、津軽横断道路の整備についてお尋ねいたします。

こちらの幹線は、岩木山麓弘前市小友地区から板柳町、藤崎町を経て、青森市浪岡、そして青森空港までをつなぐ計画となっております。完全に供用となれば、沿線には、岩木山の麓ということで広大な果樹園地帯はもちろんのこと、津軽りんご市場があり、そして空港や高速道路浪岡インターチェンジへとつながっております。物流の視点から見ますと、まさに大動脈であり、本県リンゴ産業を支える重要な県道となることが見込まれております。

特に津軽りんご市場におきましては、平成二十七年に第二卸売場が増設され、さらに、令和二年にはリンゴの選果場が新たに稼働するなど、その取扱高は、リンゴだけで近年百億円台を維持し続けるなど、リンゴ産業の中核を担っていると言えます。利便性の向上に加え、流通の効率化による産業振興や観光振興など、もたらす効果は大きいものと考えております。

そこで、津軽横断道路の現在の整備状況と今後の取組についてお伺いいたします。

二点目としまして、五所川原黒石線梅田バイパスについてお尋ねいたします。

県道五所川原黒石線は、五所川原市梅田を起点としまして、鶴田町、板柳町、藤崎町を経由しまして黒石市に至る約二十四キロの幹線道路となっております。さきに述べました津軽横断道路とも交わる幹線で

ございますが、いまだバイパスが開通していない現在、周辺地区唯一の生活道路であるにもかかわらず、車道幅員が大変狭く、冬場の降雪期にはすれ違いもままならない状況があることから、地元からは早期の整備を求める声が多く上がっております。また、リンゴの産地から五所川原中央青果市場に出荷する際には、多くの農家や運搬業者が利用する道路となっております。バイパスの開通は、安全性の向上とともに、物流の利便性の向上に大変寄与するものと考えております。そこで、五所川原黒石線梅田バイパスの整備状況と今後の取組について、併せてお伺いいたします。

次に、岩木川水系における河川改修事業についてでございます。

八月に本県で初めて観測された線状降水帯による豪雨は、その被害を完全に防ぎ切ることはできないまでも、日頃からの減災に向けた取組の重要性を改めて痛感させるものでありました。特に私の地元の岩木川堤防内の果樹園の被害は甚大でありました。また、市街地近くの堤防においても越水の危険水位間近まで迫り、一部は土のう対応した箇所もございました。被災された自治体からは、リエゾンの派遣など県の対応が迅速であったため、適切に対処することができたという声も多く聞かれます。対応に当たられました県をはじめとします関係者の皆様の御尽力に、改めて深く感謝申し上げます。

大雨被害は、全国的に頻発化、激甚化しております。本県におきましても、昨年に引き続きまして、今年度も大雨被害が発生しました。これまでも多くの議員の皆様が、この議場におきまして取り上げてこられました。こうした大雨による被害を未然に防止し、あるいは被害を最小限に抑えるためには、日頃からの適切な維持管理、そして、河川の改修が極めて重要だと考えております。川幅が狭かったり、河川内に雑木が生えていたりすることは、流下能力の低下を招き、豪雨の際、氾濫の直接的な要因につながるため、計画的な河川の改修による治水対策が強く求められております。

そこで、一点目としまして、岩木川水系の県管理河川で実施しております河川改修事業についてお伺いいたします。

平成二十五年九月の台風第十八号による大雨被害の際は、五所川原市から青森市浪岡までの広範囲にわたって越水氾濫がございました。今回は、私の地元におきましても、大規模な内水氾濫がございましたが、大きな越水氾濫はなかったと記憶しております。現在進められております黒石市から五所川原市を流れております十川の改修事業の効果があつたのではないかとということも、よく地元から耳にしております。

そこで、二点目としまして、十川における河川改修事業の進捗状況についてお伺いいたします。

最後に、先ほど安藤議員からもお尋ねがございましたが、農業経営収入保険の加入促進についてお尋ねいたします。

農業経営収入保険につきましては、それまでございました農業共済制度とともに、平成三十一年一月から始まったものでございます。収入が減少した場合、例年の八割まで補填するという制度で、私自身も制度実施前から大変注目しておりました。

本年八月の大雨被害は多くの農家を苦しめました。ようやく穂が出始めた水田が何日も水に浸かってしまふ、十数年手塩にかけて育ててきたリンゴの木が自分の背丈よりも高いところまで泥水に覆われてしまふ、出来秋を迎える直前に農業者を襲った光景は、言葉にし難いものがありました。農業経営収入保険は、まさにこうした被害から農業者を救済する、産地を守るといふ点から新しく始まった制度であると受け止めております。

しかしながら、開始からまだ五年もたっていない制度でありますので、農業者の視点から見ますと、初期負担や補償水準など、まだまだ改善の余地があるのではないかと感じられるところもあります。こうした点につきましても、今後、制度の見直しも図られるということ

ありますので、国の議論を待つ必要があると考えております。

私自身も、持続可能な産地づくりを図っていくために、一人でも多くの農業者が収入保険に加入していくことが重要であると考えております。また、同時に、ただ加入すればよいというものではなく、制度の運用として、保険金がきちんと支払われていくこと、一般の大雨被害のように、万が一の際には迅速な補償が受けられることもまた重要であると考えております。

そうした観点を踏まえ、今回の大雨被災者への早急な対応をお願いしつつ、二点ほど伺いいたします。

一点目としましては、農業経営収入保険の加入状況と加入促進に向けた県の取組について伺いいたします。

二点目といたしましては、農業経営収入保険のこれまでの支払い実績と、本年八月三日からの大雨被害を受けた農業者に対する支払い状況について伺いいたします。

本当に大雨被害を受けられた方々の御苦労は大変なものがあると思えます。特に、さきの報道にもありましたが、浸水した樹園地は、来年の実が既に今年中に結実しているということで、来年の収穫まで影響が出る可能性があるため、今後も引き続き注視していく必要があると考えます。

以上、壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございます。

○副議長（蛭沢正勝） 三村知事。

○知事（三村申吾） 成田議員にお答えいたします。

私からは、まず一点目のコロナ禍の長期化や社会経済環境が大きく変化している中での経済を回す取組でございます。

新型コロナウイルス感染症や物価高騰による地域経済への影響が長期化する中、私は、社会経済環境の変化に対応し、反転攻勢の機会をしっかりと捉え、地域経済の早期回復に向けて、経済を力強く回す政

策を引き続き推進していかなければならないと考えているところであります。

具体的には、デジタル社会の急速な進展に対応しまして、労働力不足や労働生産性の向上などの課題克服に向けて、あらゆる産業分野におきましてDXを強力で推進するとともに、デジタル人材の育成、確保などに取り組みます。

また、コロナ禍においても伸びを見せております本県農林水産物、食品の一層の輸出拡大に向けまして、リンゴや米などの重要品目を中心とした現地プロモーションにしっかりと取り組んでいきます。

さらに、インバウンドをめぐる状況に回復の兆しが見えてきています。その状況を踏まえまして、本県での宿泊を促す集中的な海外プロモーションを展開していくほか、白神山地が来年で世界自然遺産登録三十周年の節目を迎える機会を捉え、世界文化遺産北海道・北東北の縄文遺跡群と合わせた二つの世界遺産を核とした国内外の誘客対策などに取り組みます。

私といたしましては、これまで培ってきました国内外のネットワークなども積極的に活用しながら、あらゆる機会を逃すことなく、攻めの姿勢とスピード感を持って経済を回す取組を全力で推進していきます。

続いて、地域課題をデジタル技術で解決し、新たなビジネスを創出することの重要性であります。

社会の幅広い分野でデジタル化が進む中、私は、様々な社会課題に直面している地域にこそデジタル技術で新たなビジネスを生み出すチャンスがあるとの認識の下、地域の課題をデジタル技術で解決し、新たな商品やサービスを提供するビジネスの創出に向けた取組を進めていきます。

具体的には、県内企業が抱える課題とデジタル技術を活用した解決策をウェブサイトにおいて募集し、産学官によるバックアップ体制の

下で、両者のマッチングとサポートに取り組んでおります。また、地域の課題をデジタル技術で解決する実証事業を実施し、その成果の普及を図ることで、新たなビジネスの創出につなげていくこととしております。

さらには、AIやIoTなどのデジタル技術を活用したビジネスの事例紹介や、システム開発に関する研修会の開催などを通じて、県内企業による事業展開を支援しているところでもあります。

今後とも、本県経済の回復とさらなる発展を図るため、デジタル技術を活用した新たなビジネスの創出に向けまして、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

令和四年産青森リンゴの輸出促進に向けた取組であります。

私は、本県リンゴ産業の持続的な発展と生産者の所得向上に向けまして、青森リンゴの輸出拡大に積極的に取り組んでおります。

具体的には、青森リンゴの最大の輸出先であります台湾におきまして、十月には現地の模擬リンゴ園と青森をオンラインでつなぐイベントに私自身出演して青森リンゴの販売開始を強力にPRしたほか、エバー航空が主催しましたマラソン大会の会場での情報発信でありますとか、関係団体と連携しました店舗での試食宣伝、テレビCMなどを継続的に展開いたしております、需要が集中いたします春節期以外の販売拡大に取り組んでおります。

また、香港では、人気の王林に加えまして、ふじなどの赤系品種について、試食宣伝等により他国産との品質、食味の違いをPRし、需要拡大を図っていくこととしております。

さらに、経済成長が期待されますベトナムやシンガポールなどの東南アジアでは、県と関係団体等で組織いたします青森県農林水産物輸出促進協議会が富裕層を対象とした試食宣伝に加え、SNS等を活用しました情報発信により、青森リンゴのブランドイメージの確立と認知度の向上に取り組むことといたしております。

今後も、主力の台湾及び香港市場への輸出を維持、拡大しながら、これに次ぐ市場を育成することにより、青森リンゴの一層の輸出拡大を図っていく決意であります。

私からは以上であります。

○副議長（蛭沢正勝） 商工労働部長。

○商工労働部長（三浦雅彦） デジタル技術を活用した産業振興についての御質問のうち、デジタル人材の育成、確保に係る県の取組についてお答えいたします。

デジタル化が進む事業環境に対応し、県内企業がデジタル技術の導入を進めていくためには、デジタル人材の育成と確保の両面から取組を進めていくことが重要であると認識しております。

このため、デジタル人材の育成につきましては、県内企業の技術者を対象として、AIやIoTなどのデジタル技術の導入に関する研修会や、サイバーセキュリティ対策に関する研修会を開催し、実践的な知識と技術の習得を支援しています。

また、デジタル人材の確保については、県内企業が専門高校の授業や大学などの業界研究会において、県内就職や自社の魅力をPRする機会を提供しているほか、県外に在住するデジタル人材と県内企業の交流会を開催し、両者のマッチングに取り組んでいるところです。

県としては、県内企業がデジタル技術の導入を着実に進め、デジタル技術を活用した産業振興が図られるよう、デジタル人材の育成と確保に向けた取組を積極的に推進していきます。

○副議長（蛭沢正勝） 農林水産部長。

○農林水産部長（赤平次郎） 御質問三点のうち、初めに、県産リンゴの主な輸出先である台湾向けリンゴの植物検疫への県の対応についてお答えします。

日本から台湾へのリンゴの輸出に当たっては、生産園地及び選果技術員を配置した選果梱包施設を事前に国に登録する必要があります。

また、九月頃に台湾側の検査官による園地等についての査察を受けた後、日本の植物防疫官の検査を経て輸出されます。

さらに、台湾の港に荷揚げされた後は、台湾側の輸入検査を受けることとなりますが、この輸入検査において、検疫対象病害虫のうち、特に台湾に生息しないモモンクイガが確認された場合には、県単位で一定期間輸出が停止されることとなります。

このため、県では、国と連携しながら、台湾向けの輸出を取り扱う全ての選果梱包施設の責任者を対象に、植物検疫制度や害虫被害を受けた果実の識別方法などに関する研修会を開催しておりますほか、各施設を巡回し、検疫対象病害虫の混入防止のため、選果から梱包まで一連の作業が検疫条件を満たすよう指導を行っているところです。

次に、農業経営収入保険の加入状況と加入促進に向けた県の取組についてです。

平成三十一年一月から運用が始まった農業経営収入保険は、自然災害や価格低下を含め、農業者の経営努力では避けられない農業収入の減少を補填する制度で、その掛金等の約二分の一を国が負担しております。

本県における加入状況は、加入件数で、令和元年が千六百二十八件、本年九月末現在では三千九百七十一件と順調に伸びており、国の調査結果では、加入件数、また青色申告の実施者に占める加入率ともに全国第二位の高い水準にあります。

県では、加入促進に向け、これまで県農業共済組合や関係機関と連携し、加入要件である青色申告実施に向けたセミナーの開催や作物ごとの現地講習会など、様々な機会を捉えた啓発活動を展開してきており、今後も今般のような大雨災害をはじめとした様々な経営リスクに農業者自らが備えるよう、引き続き、農業者に働きかけてまいります。

続きまして、農業経営収入保険のこれまでの支払い実績と、八月三日からの大雨被害を受けた農業者に対する支払い状況についてであり

ます。

本県における農業経営収入保険の補填金の支払い実績については、令和元年が、加入件数の二九％に当たる四百七十九件に対して、約九億千七百万円、令和二年が、加入件数の一六％に当たる三百四十七件に対して、約六億九千六百万円となっています。さらに、米価の下落による農業収入の減少があった令和三年は、加入件数の五六％に当たる千七百五件に対して、約三十四億九千四百万円が支払われています。

また、八月三日からの大雨被害を受けた農業者に対する補填金につきましては、令和五年三月以降に決算書類などの書面審査を経て支払われることとなります。

なお、補填金の支払いまでの資金需要につきましては、つなぎ融資制度が講じられておりまして、必要に応じて無利子の融資を受けることが可能となっております。

○副議長（蛭沢正勝） 県土整備部長。

○県土整備部長（宮本健也） 御質問四点にお答えします。

最初に、津軽横断道路の整備状況と今後の取組についてです。

津軽横断道路は、青森空港から青森市浪岡、板柳町等を経由して岩木山麓に至る道路であり、沿線地域の生活や交流、経済活動を支え、観光ルートとしての重要な役割も担っています。

整備対象区間は、一般県道常海橋銀線、主要地方道五所川原岩木線、一般県道小友板柳停車場線の三つの県道の総延長約十六・五キロメートルであり、これまでに五所川原岩木線掛落林工区や常海橋銀線上常海橋・福館工区など約八・六キロメートルを供用しております。

残る約七・九キロメートルの内訳は、常海橋銀線福館・女鹿沢工区約五・一キロメートル、五所川原岩木線高増工区約二・八キロメートルであり、いずれも既に事業に着手しているところです。

常海橋銀線福館・女鹿沢工区については、現在、埋蔵文化財調査が完了した箇所から順次道路改良工事に着手しているほか、用地取得、

埋蔵文化財調査、環境調査を進めています。

また、五所川原岩木線高増工区については、用地取得がおおむね完了しており、道路改良工事を重点的に進めています。

今後とも、地元の御協力を得ながら両工区の進捗を図り、津軽横断道路の整備促進に努めてまいります。

次に、梅田バイパスの整備状況と今後の取組についてお答えいたします。

主要地方道五所川原黒石線梅田バイパスは、現道の幅員狭小に起因する交通障害や梅田橋の老朽化といった課題の解消を目的として、平成二十年度に計画延長三・六キロメートルのうち、約一・九キロメートルのバイパス事業に着手しております。

現在、梅田橋の架け替えを含む五所川原市側の国道百一号交差点から四百六十メートル区間の整備を優先的に進めており、これまでに用地取得や梅田橋の下部工が完了しております。今年度からは梅田橋の上部工の工事に着手しており、来年度の完成を予定しています。

引き続き、早期の整備効果発現を目指して事業を促進してまいります。

次に、岩木川水系における河川改修事業についてお答えいたします。

岩木川水系の県管理河川については、水系の地域特性から上流部の弘前圏域と下流部の五所川原圏域に区分し、それぞれの圏域において、河川整備の目標や実施に関する事項を定めた河川整備計画を平成十九年十二月に策定しています。

県では、この河川整備計画に基づき、弘前圏域の四河川、五所川原圏域の四河川において、おおむね二十年から五十年に一回程度の確率で発生する洪水を安全に流下させることを目標に、改修事業を実施しています。

弘前圏域では、これまでに平川本川で事業が完了し、支川の引座川及び大和沢川についても来年度で事業が完了する見込みです。また、

五所川原圏域では、これまでに後長根川で事業が完了し、現在は十川及び金木川において、築堤や河道掘削等を実施しています。

近年は、河川整備計画に基づく改修事業のほか、防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策の予算も活用し、流下阻害となつてい河内内の土砂の掘削や雑木の伐採を実施しており、支川を含めた水系全体における治水安全度の確保を図っています。

最後に、十川における河川改修事業についてお答えいたします。

十川では、おおむね五十年に一回程度の確率で発生する洪水に対応するため、岩木川合流点からJR奥羽本線までの約二十・四キロメートルを対象として河川改修事業を実施しており、このうち、岩木川合流点から広田橋までの約三・七キロメートル区間で築堤が完了しています。

今年度は、当該区間において、旧堤防の撤去を完了させるとともに、広田橋から上流側の区間において、梅田橋の架け替えや右岸側の築堤を実施しています。

また、中・上流部では、防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策の予算を活用し、河道内に堆積した土砂の掘削や繁茂した雑木の伐採を集中的に実施しています。

なお、今年八月九日からの大雨では、滝井雨量観測所において、近年浸水被害のあった平成二十五年を上回る二十四時間最大百九十九ミリメートルの降雨を記録しましたが、五林平地点では、平成二十五年よりも約〇・八メートル低い水位にとどまり、外水による浸水被害もなく、これまでの改修事業等による効果が発現したものと考えています。

今後も、河川改修事業や防災・減災、国土強靱化のための予算を確保して事業の促進を図るとともに、適正な河川管理により、水害の防止、軽減に努めてまいります。

○副議長（蛭沢正勝） 観光国際戦略局長。

○観光国際戦略局長（堀 義明） 御質問三点にお答えします。

最初に、コロナ禍における県のインバウンド対策の取組状況についてです。

県では、インバウンド需要の早期回復に向け、コロナ禍前に本県外国人延べ宿泊者数の約七割を占めていた韓国、台湾、中国、香港の東アジア四地域を中心とした各種誘客対策を推進しております。

具体的には、SNSや観光情報サイトでの魅力ある本県観光資源情報の発信や、現地コーディネーター等を活用したオンラインイベントでの本県観光PRのほか、韓国、台湾、香港及び豪州については、各地域の状況を見極めた上で職員が現地へ渡航し、観光PRイベントへの出展や、現地旅行会社等へのセールスを行うなど、コロナ禍においても実施可能な取組を着実に展開しております。

また、本年十月から東アジア四地域を対象に、本県への送客を促す集中的なプロモーションを展開しており、このうち、韓国、台湾及び香港では、本県への宿泊を伴う団体旅行商品が新たに造成、催行されるなど、コロナ禍におけるこれまでの取組の成果が現れてきたものと認識しております。

次に、本県インバウンド需要の早期回復に向けた取組についてです。去る十月に国の水際対策が大幅に緩和されたことは、インバウンド需要の回復に向けた大きな転機であり、本県にとっても攻勢に転じる絶好の機会であることから、今後さらなる取組の強化が必要と認識しております。

そのため、今後は、コロナ禍におけるこれまでの取組に加え、キーパーソン等とのネットワークを活用した現地でのプロモーションや、現地旅行会社や航空会社等へのトップセールス活動など、コロナ禍で難しかった効果的な取組を積極的に展開していくこととしております。

県としては、今後とも、市町村や関係団体、観光事業者と連携を図

りながら、誘客対策や外国人受入れ環境の充実などにしっかりと取り組み、本県インバウンド需要の早期回復を目指してまいります。

最後に、青森リンゴの輸出実績についてです。

令和三年産リンゴの輸出実績は、財務省貿易統計によると、輸出量が前年比八九%の三万五千四百五十五トン、輸出額が前年比一〇六%の百四十二億七千万円となっております。輸出量は、平成二十九年産以降、五年連続で三万トン、輸出額は、平成二十六年産以降、八年連続で百億円を上回って推移しております。

地域別の輸出量は、台湾が全体の六七%を占める二万三千二十二トンで最も多く、次いで香港が二八%の八千五百八十六トン、タイやベトナムなどのその他が五%の千六百四十七トンとなっております。

○副議長（蛭沢正勝） 成田議員。

○二番（成田陽光） 丁寧な御答弁ありがとうございます。私といえども、人口減少克服に向けて、経済を回すための各種施策につきまして、今後ともしっかりと前に進めていただきたいと考えております。

それでは、何点かお伺いいたします。

一点目としまして、デジタル技術を生かした産業振興につきましては、

とりわけ、本県の地域性といえますか、本県の強みであります農業に関する分野でもAIやIoTなどの技術の活躍の場面が増えていると感じております。これからますます重要と考えますが、こういった流れの中、これまで県が支援した主なる事例がございましたらお聞かせください。

○副議長（蛭沢正勝） 商工労働部長。

○商工労働部長（三浦雅彦） 農業に関連する分野において県が支援した主な事例といたしましては、リンゴ園を営む事業者がリンゴの木一本ごとに二次元コードをつけ、従業員の作業内容を新たに開発した

スマートフォンアプリに記録することによって、作業の進捗状況を見える化し、生産性の向上を図った事例がございました。

このほか、米の卸売業者が県内IT企業と連携し、それまで目視で判定していた米の検査作業について、スマートフォンで撮影した画像をAIで判定するアプリケーションを開発し、作業効率を向上させた事例がございます。

県といたしましては、引き続きデジタル技術を活用して、農業に関連する分野をはじめとする地域の課題解決に取り組む県内事業者を積極的に支援していきます。

○副議長（蛭沢正勝） 成田議員。

○二番（成田陽光） ありがとうございます。本県に限らず、全国的な課題として、これからも人口減少は進んでいくわけでございます。様々な分野で人手不足が深刻になっていくのは避けられない状況です。現に、今もそうした状況になっており、限られた労働力で効率的に本県産業を維持し、競争力を高めていくためには、デジタル技術の導入が欠かせないと思っておりますので、県におかれましても、引き続き積極的に取組を進めていただきたいと思います。

次に、道路整備についてであります。

今回質問させていただきました津軽横断道路、それから五所川原黒石線梅田バイパス、いずれにしましても、住民の生活にとっても、本県の産業にとっても重要な道路と考えております。計画を前に進めていただき、早期供用化していただけるよう要望いたします。

岩木川水系の河川改修事業でございますが、答弁の中にもございましたが、河川改修が進んでいる地域では着実に成果が出ていると思われる箇所もございます。これからも国と協議の上、しっかりと計画的に事業実施をしていただければ、必ずや県民の安心につながると思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、農業経営収入保険制度について一点質問させていただきます。

す。

本年八月三日からの大雨の被害を受けた農業者に対する収入保険制度の中で、つなぎ融資の実施状況をお聞かせください。

つなぎ融資制度はスピード感が重要でございます。農業者からは、収入補填のためにせつかく加入した収入保険だけでも、融資実行までの間、ほかの支払いが来てしまつて支払うことができず、難儀しているという声を聞いたりいたしました。

そこで、つなぎ融資の実施状況についてお聞かせください。

○副議長（蛭沢正勝） 農林水産部長。

○農林水産部長（赤平次郎） 一般の八月三日からの大雨被害を受けた収入保険加入者へのつなぎ融資実績につきましては、十一月末日時点で五十五件分、約四億二千二百万円が支払われているほか、三十四件分、約九千四百万円については、年内の融資に向けて審査を行っているという聞いております。

○副議長（蛭沢正勝） 成田議員。

○二番（成田陽光） 御答弁ありがとうございます。収入保険は、今回の大雨被害もそうですが、突発的な自然災害による収入減少に備えた制度でもあります。今回のように、特に一日でも早く、大体いつくらいの時期で、幾らぐらいの保険が入ってくるのか、農業者が見通しを持てるのが生活再建の第一歩につながるかと考えております。収入保険制度への加入を推進していくに当たっては、これまで以上に制度の本身そのものに対する理解の促進を図っていただければと強く思います。また、つなぎ融資の対応など、引き続きスピード感を持って当たっていただくことを要望しまして、私からの質問は以上となります。ありがとうございます。

○副議長（蛭沢正勝） 十五分間休憩いたします。

午後三時二十八分休憩

午後三時四十五分再開

○議長（三橋一三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

九番谷川政人議員の登壇を許可いたします。——谷川議員。

○九番（谷川政人） 議長より登壇を許されました自由民主党の谷川政人でございます。

県民の幸せと次代を担う子供たちの健やかなる成長、そして、全世界において新型コロナウイルスの感染が収束し、争いのない、平穏で平和な日々が一日も早く訪れることを願い、通告の順序に従って一般質問をさせていただきます。

質問の一つ目は、八月三日からの大雨による農作物被害対策についてであります。

青森県内各地に大きな被害をもたらした大雨から早いもので四か月がたちました。発災翌日から各地区の現場に赴き、独自の調査を進めてきた経緯を改めて振り返りますと、各地域の河川や沼、ため池の氾濫によって、水田やリンゴ園地などの農地はもろんでありますが、一部の地域では住宅地に水が流れ込み、床上・床下浸水の被害が発生いたしました。また、道路の陥没や土砂崩れによって集落が数日間孤立した地域もあり、今ではほとんどの路線において通行止めが解除されているとはいえ、完全に復旧するまでにはさらに期間を要することも明らかになっていることを考えますと、大雨被害の傷痕はいまだに癒えていないものと思うところであります。謹んでこのたびの大雨被害によって被災された皆様にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興に向けて、私自身、微力ながら努力を続けていくことを誓うものでございます。

まさにこのたびの大雨は、本県で初めて線状降水帯が確認されたものであり、月間降水量は、深浦地区においては九百一十ミリで平年比の五・二倍、青森でも五百八十七ミリで平年比四・一倍を記録したよ

うで、いずれも過去最高を更新したと聞き及んでおります。

特に近年では、全国的にもこの線状降水帯による集中豪雨や突発的なゲリラ豪雨によって激甚な水災害が頻発しており、今後もこうした地球温暖化に伴う気候変動の影響によって、ますます水災害が激甚化、頻発化することが予想されておりますが、行政の取組である公助、個人の取組である自助、そして地域コミュニティなどの取組である共助の連携こそが災害対策にはとても大切であることをこのたびの大雨によって改めて気づかされたところでもあります。

そこでお伺いいたしますが、まず一点目として、津軽地域における農作物被害の状況についてお伺いいたします。

次に、二点目として、冠水被害を受けたリンゴ園地における被害対策についてであります。

八月三日からの断続的な大雨によって、河川流域でリンゴを生産している多くの生産者たちは、河川から水があふれ出したことによってリンゴ園地が冠水するとともに、大量の土砂が入り込むなどの被害を受けることになりました。

被災から数日後、現地の生産者たちを訪れ、その窮状を伺ってまいりましたが、今年はまだ実をつけることのない泥まみれのリンゴの木を眺め、肩を落として生産者の姿が目には焼きついて離れませんが、改めて何とかせねばと奮起させられる思いでもありました。

そして、今、自分にできることをさせていただこうと、当時、弘前市が募集を行っていたリンゴ園地の清掃ボランティア活動へ高校三年の次女と一緒に、三日間ではありますが、参加させていただきました。リンゴの木の樹勢回復に向けた泥落としや樹体の洗浄作業、さらには、落下したリンゴや散乱する流木、そして、様々なごみの収集をするボランティア活動に参加してきましたところであります。

もちろん、こうしたボランティア活動は、被災生産者にとっては本当にありがたい活動であると口をそろえて話しておりましたが、現状

では、来年への生産意欲すらも湧き出ないばかりか、改植のための費用や未収益期間の管理経費などといった支援がなければ、今後、リンゴを生産していくことが困難であり、先行きが見通せないと涙ながらに窮状を訴えていたあのときの姿がいまだに忘れられません。

来年またおいしいリンゴを生産してもらうためにも、被災された生産者のこうした思いに寄り添いながら、被災県として政府や関係機関と連携しながら、できる限りの支援をしていかなければいけないと考えるところがあります。

そこで、二点目として、冠水被害を受けたリンゴ園地における被害対策の実施状況について伺いいたします。

次に、二つ目の項目、原油価格・物価高騰等対策についてであります。

コロナ禍の長期化やロシアによるウクライナ侵略などの影響によって、原油をはじめとするエネルギーや石油製品、各種資材、農林水産物などの価格の高騰が続き、地域経済を担うあらゆる事業者の皆様が悲鳴を上げていることは、皆様御承知のことと存じます。

こうした中でも、医療機関や社会福祉施設等は、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬、教育・保育給付費、子ども・子育て支援交付金、措置費等の公的価格で運営されておりますが、二年超に及ぶコロナ禍で感染対策に係る経費がかさむとともに、利用控えに伴う減収などもあり、ましてや利用者負担への転嫁ができないことから、事業運営に大打撃を受けていると聞き及んでおります。また、サービスの低下や職員処遇への悪影響も非常に懸念される状況となっているため、県としてしっかりと支援していく必要があると考えます。

そこで、一点目として、物価高騰下における医療・福祉施設等のサービス確保に向けた県の取組について伺いいたします。

次に、二点目、地域公共交通に対する支援についてであります。人口減少や少子高齢化が加速度的に進展していることや、そこに長

引くコロナ禍の影響が加わったことよって、地域公共交通事業を取り巻く環境はますます厳しくなるばかりと事業者たちは皆嘆いております。そこにウクライナ情勢による原油価格・物価高騰等が追い打ちをかけるがごとく襲いかかり、もはや自助努力だけでは事業の継続さえも危ぶまれていると、青森県バス協会、県タクシー協会の代表者が先月の八日、青森県庁を訪れ、その窮状を訴えるとともに、地域公共交通としての役割を果たしていくための事業継続に県の支援をお願いしたいと要望されておりました。

通学、通勤や通院など、県民の暮らしの足としてはもとより、少しずつ回復傾向を見せ始めている観光客の移動手段等を確保していくためにも、地域公共交通事業を維持し、活性化させていくことは、都市が生き残れるか、持続可能なものになるのかという視点においても大変重要なことであり、県としてしっかりと支えていくべきと考えております。

そこで伺いいたしますが、地域公共交通の維持に向けた県の取組について伺いいたします。

次に、私立学校に対する支援についてであります。

先ほどの医療・福祉施設及び地域公共交通事業と同様、近年の少子化等の影響によって入学定員を満たすことができない私立学校が増えている状況にもかかわらず、長引くコロナ禍、そして原油高、物価高騰等の追い打ちにより、私学を取り巻く環境も大変厳しい状況にあると聞き及んでおります。

そして、私学ならではの建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育研究を展開させながらも、一方では、優秀な教員の確保、ICT教育の環境整備や学校施設の耐震化など、多くの課題を抱えながら必死に学校運営に取り組まれているのが実情であり、このたびの原油価格・物価高騰等は、こうした厳しい学校運営に大きな負担となつてのしかかっていると聞き及んでおります。

そこで、三点目として、物価高騰による私立学校の経営の負担の軽減に向けた県の取組についてお伺いいたします。

次に、三つ目の項目、青森空港の利用回復に向けた取組について。

まず一点目は、青森空港国際線の運航再開についてであります。

新型コロナウイルス感染症に関する水際対策が大幅に緩和されて一か月以上がたちました。最近では、弘前公園の外堀を散策している外国人観光客の姿も時折見かけるようになってきてはいるものの、コロナ禍前と比べれば、まだまだ程遠い状況ですと、ねふた村で勤務されている従業員さんが話してくれたように、新型コロナウイルス感染症の影響は、本当に深刻な事態になっているのだと認識いたしております。

特に、これまで多くの外国人観光客を空から運んでくれた青森空港国際線の大韓航空による青森―ソウル線や、エバー航空による青森―台北線はいずれも運休したままであり、この現実を真摯に受け止めながらも、復便に向けた取組の加速化を図らなければいけないと考えております。

皆様御承知のとおり、国際線は、海外との交流人口の拡大や観光産業の発展に非常に大きな役割を果たしてきたものであり、本県経済の力強い回復のためにも、感染防止対策に万全を期して、一日も早くチャーター便や定期便が再開されることを多くの県民も待ち望んでおります。そのためには、これまで良好な関係を築き上げてきた各航空事業者へ早期の運航再開に向けた県としての働きかけが大変重要であると考えるところでもあります。

そこでお伺いいたしますが、青森空港国際線の運航再開に向けた県の取組についてお伺いいたします。

次に、青森空港有料道路の料金割引社会実験についてであります。

青森空港有料道路は、青森空港の開業に合わせて一九八七年に空港へのアクセス道として造られたものであり、青森県道路公社が整備し、

管理運営している有料道路であります。また、この有料道路は、道路公社が道路建設等に要する費用を借り入れて整備しており、供用後に料金を徴収することによって、道路の維持管理及び借入金の償還を行う仕組みを取っているものであります。私も県庁に来るたびごとに空港有料道路を利用し、行きは二百二十円、帰りは往復割引で百円をお支払いして通行しているお得意様の一人でもございます。もちろん、かなうのであれば、無料もしくはより低額で利用できないものかと通行するたびごとに思っておりますが、償還期限予定の令和九年七月十八日までは料金徴収が続けられることになっておりますし、復路の通行料金が全ての車種で百円となる往復割引の社会実験も令和五年三月三十一日で終了する予定となっております。

しかしながら、長引くコロナ禍によって、青森空港の国内路線の利用者は激減していると聞き及んでおり、先ほど申し上げましたとおり、国際線はいまだに運休したままとなっていることなどを総合的に考えますと、令和九年七月十八日の償還期限を守ることができるのか、また、往復割引の社会実験の効果や成果を来年三月末までにしっかりと得ることが果たしてできるのか疑問に思うところでもあります。

そこで、青森空港有料道路の往復割引について、来年三月三十一日で社会実験が終了する予定ではあるが、社会実験のこれまでの効果と今後の対応についてお伺いいたします。

次に、四つ目の項目、子供の貧困対策の推進についてお伺いいたします。

近年、子供の貧困が大きな課題となっております。もちろん、政府は、国、県、市町村と連携しながら、子供の貧困対策の推進に取り組んでいるとは言え、貧困状態からの脱出は非常に難しく、その連鎖を断ち切ることができずにいるのが現状ではないかと考えております。

そもそも、貧困には絶対的貧困と相対的貧困の二種類があると言われておりますが、まず、絶対的貧困とは、着るものがない、食べるも

のがない、住む場所がないといった衣食住において極めて充実感を欠いて、人間として最低限の生活を営むことができない状態のことを言います。これに対して相対的貧困とは、国民の年間所得の中央値の五〇%にも満たない所得水準の低い人々のことを指しており、簡単に分かりやすく申し上げるとすれば、金銭的に困っているのは相対的貧困、生活全てにおいて低水準で貧しい思いをしているのが絶対的貧困ということであります。

また、厚生労働省が平成二十八年国民生活基礎調査で発表したデータを見ますと、日本の相対的貧困率は一五・六%となっております。まさに七人に一人が貧困状態にあると言われておりますので、日本の貧困問題は、こうした内容からもかなり深刻な状況であるということが言えると思います。

そして、相対的貧困率の一五・六%のうちの、実にその半数が独り親世帯であるということが浮き彫りとなっております。仕事や家事、育児を一人で背負わなければいけない独り親にとってみれば、負担が二重にも三重にも重なるため、生活がより苦しいものになってくると言われております。さらに、その家庭を担っている独り親が病氣やけがで寝込んだり、働けなくなってしまうえば、子供がその担い手となってしまう、いわゆるヤングケアラーになってしまうことも最近では大きな課題として取り上げられるようになってきており、深刻さはより深まるばかりであります。

生まれてくる子供たちは、経済的に裕福な親を選んで生まれてくることなどできないし、親もまた子供に苦勞などさせまいと必死に頑張っている、どうにもできない事態に陥ってしまうのが貧困の恐ろしさ、つらさ、苦しみなのではないかと胸が締めつけられる思いであります。

貧困であるがために、塾や習い事など学校以外で学習する機会も少なく、学力が低い傾向にあるとの調査結果も出ているようで、大学へ

の進学はおろか、高校への進学も危ぶまれ、その後、仕事に就いたとしても、非正規雇用や低い給料で働く可能性が高くなっているといった実情を重く受け止め、行政として慎重に丁寧な施策を組み合わせながら、粘り強く支援していく必要があると私は考えております。

そこで、まず一点目として、子供の貧困対策の推進に向けた県の取組についてお伺いいたします。

また、先ほども申し上げましたが、相対的貧困家庭の半数は独り親家庭であるという実情を踏まえると、いかに親の収入を増やし、安定させていけるか、また、働くことができない親をどう就労へと導いていくかの支援が大変重要であると考えます。

そこで、二点目として、子供の貧困対策において、特に独り親への就労支援が重要と考えるが、県の取組についてお伺いいたします。

次に、三点目として、学校における子供の貧困対策を実施していく上で、現状なくてはならない存在となっているのがスクールソーシャルワーカーの存在だと思われまます。暮らしの中の困り事を抱えている児童生徒と家族をしっかりと支えるための専門職、スクールソーシャルワーカーの役割と活用状況についてお伺いいたします。

次に、五つ目の項目、下水汚泥の肥料利用に向けた取組についてであります。

ウクライナ情勢や中国の輸出規制などの影響で化学肥料の価格が高騰している中、下水処理で生じた汚泥を再利用し、安価な肥料を安定的に供給しようとする自治体の取組に大変注目が集まっております。

また、国においても、究極の循環型社会の形成に向けて、下水汚泥の肥料利用を拡大させるため、農林水産省、国土交通省等を連携させ、官民検討会を実施しながら、年内中に推進策を打ち出すことを目途に検討が重ねられていくことにもなっております。

こうした動きが加速化している中、弘前市津賀野にある岩木川浄化センターでは、これまで下水汚泥を場内で濃縮、脱水、焼却し、発生

した焼却灰については、セメント材料として有効利用してきておりました。しかしながら、焼却設備は設置から十八年以上が経過しており、老朽化が著しく、設備の更新が必要不可欠となっており、また、平成二十七年の下水道法改正では、発生する汚泥の再利用が努力義務とされたこともあり、下水汚泥には肥料に欠かせないリンや窒素が含まれていることから、肥料化施設を整備し、施設完成後は肥料の製造、販売を行うとする岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業が進められているところでもあります。

こうした国、県の動向を受けながら、岩木川浄化センターの施設が今後どうあるべきなのか考察し、実現化していくためにも、下水汚泥肥料化施設の先進地事例である佐賀県佐賀市にある施設を建設委員会で十一月一日、視察調査してきたところでもあります。

佐賀市の当該施設は、供用開始から十四年目を迎えておりますが、脱水した汚泥にYM菌と呼ばれる有効な微生物を入れ、九十度以上の超高温発酵システムを採用しており、雑菌や雑草の種子は死滅することでありました。実際に手で触れてみましたが、かなりの高温で、手を引つ込めてしまうほど熱く、委員それぞれが体感してきたところでもあります。また、臭いはほぼ無臭であり、肥料の生産量は年間千二百トン前後で、販売価格は十キロ当たり二十円と大変安く、私たちが調査に訪れていたときも、家庭菜園に使用するためにたくさんの方の市民が直接購入しに来ていたことがとても印象的でありました。地場産の肥料が安価な代替品となつて年々販売量を増やし、生産者には生産コストを圧縮できるだけでなく、環境への負荷も軽減されているとことであり、佐賀市の取組が大いに参考になったところでもあります。

そこで、一点目として伺いたしますが、岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業の進捗状況と、今後の見通しについて伺いたします。

また、二点目として、岩木川浄化センターで一日に発生する汚泥量の見込みと、事業で求めている肥料の品質について伺いたします。

次に、三点目として、佐賀市においては、主に米と麦の二毛作が行われており、単純に一人の生産者が肥料を二度使用していることになっております。しかし、我が青森県では二毛作ができないため、下水汚泥によって生成された肥料をいかに地元で消費させていけるかがこの事業のアクセシブルとなるため、仮に生成された肥料が消費できず、在庫を抱えることになってしまうことは事業が破綻してしまうおそれがありますので、今後、事業者の選定に当たっては留意が必要であります。

そこで、三点目として、生成した肥料を地元で消費させるための取組について伺いたします。

最後に、六つ目の項目、横断歩道における交通安全対策についてであります。

信号機のない横断歩道を歩行者が渡っていたり、渡ろうとしている場合は歩行者が優先であるため、車は当該横断歩道の直前で一時停止し、かつその通行を妨げてはいけなくとされています。これは、マナーではなく、ルールであり、道路交通法第三十八条に定められているところでもあります。

この信号機のない横断歩道における一時停止率の向上を図るために、日本自動車連盟は、毎年交通マナーに関するアンケート調査を実施し、その内容を公表しながら交通事故防止の啓発活動を行っておりますが、本県は、これまで全国でもワーストで位置しており、大変不名誉な結果が続いております。

しかし、今年の本県における車両の一時停止率は、過去最高となる五六・七％で全国七位に位置づけられており、昨年の一四％、全国四十五位から大幅に改善したことは、県警察が実施してきた交通の取締りや広報・啓蒙活動等の効果によるものと評価いたしております。

特に最近では、横断歩道付近で取締りを行っている警察官の姿を見かけることが多く、歩行者を守るための取締りに力を入れていると感じておりますが、一方では、今年の九月に、私が住んでいる弘前市などで、横断歩道の標識がないのに横断歩行者を妨害したとして、警察官が誤って運転手を検挙したという報道もなされており、今後このようなことがないよう再発防止に努めていただきたいと思っております。

しかしながら、横断歩道で歩行者が巻き込まれる事故は毎年発生しておりますし、場合によっては死亡事故につながることも考えられることから、悲惨な交通事故をなくすためにも、今後も適正な取締りの実施や各種広報活動など、施策を進めていただきたいと考えております。

そこでお伺いいたしますが、最近三年間における横断歩道を通行する歩行者等を妨害したとして取り締まった件数についてお伺いいたします。

また、二点目として、県警察では、本年九月、横断歩道の標識がないのに、五年間で十四人を誤って検挙したと発表しているが、この事案への再発防止対策についてお伺いいたします。

さらに、三点目として、横断歩道において歩行者被害の交通事故を防止するための県警察の取組についてお伺いいたします。

以上、六項目十六点についてお伺いし、壇上からの質問を終わらせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長（三橋一三） 知事。

○知事（三村申吾） 谷川議員にお答えいたします。

まず、私からは、青森空港国際線の運航再開に向けた取組であります。

青森空港国際線の再開は、経済の再起動を進めていく上で極めて重要でありますことから、現在、ソウル線と台北線の定期便の早期再開

に向けて、まずはチャーター便の運航を目指し、航空会社等と協議を重ねているところでございます。

ソウル線につきましては、大韓航空から来年一月から二月にかけてのチャーター便の運航計画が示されましたことから、現在、同社や旅行会社と調整を進めており、このチャーター便の実現を二〇二三年三月末から始まります夏ダイヤ期間中のできるだけ早い時期の定期便再開につなげていきたいと考えております。

また、台北線につきましては、先般、本県を訪れましたエバー航空の幹部から、来年四月の桜の時期に合わせてチャーター便の運航を検討している旨のお話がありましたことから、現在、関係機関と調整を進めておりまして、今月中旬には、私自身、台湾を訪問しまして協議するとともに、夏休みや紅葉の時期のチャーター便運航と一日も早い定期便の再開を要請することとしております。

国際線の再開に向けまして、諸課題を一つ一つクリアするとともに、県民へのプロモーションや韓国、台湾での知名度向上などを進めていくことが重要と認識しております。

私といたしましては、ソウル、台北のチャーター便運航を足がかりに、関係機関と連携しまして、一日も早い国際線の再開に向けて、しっかりと取り組んでいきます。

続いて、子供の貧困対策の推進に向けた取組でございます。

私は、青森県の未来を担う全ての子供たちが、現在から将来にわたり、夢と希望を持って健やかに成長し、ふるさと青森の地でその希望を実現できる環境づくりを進めることが重要であると考えております。

子供の貧困は、生活状況や生育環境などの様々な要因が複合的に関係しているとされておりまして、子供の将来への影響のみならず、世代を超えて連鎖するという問題もあるとされております。

そのため、県では、第二次青森県子どもの貧困対策推進計画を令和

三年三月に策定し、その中で、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援及び新型コロナウイルス感染症等の影響への支援の五つの重点項目を基本方針として掲げ、子どもの居場所づくりへの支援や、大学入学時等の一時的な経費の貸付事業など、各部署にまたがる施策を総合的に推進し、貧困の連鎖解消に取り組んでいるところがあります。

今後、子供たちが貧困によって将来を閉ざされることがないように、市町村、NPO法人、社会福祉法人などの関係機関と連携しまして、全ての子供たちが夢と希望を持って成長できる青森県の実現に向けて取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業の進捗状況と今後の見通しでございますが、下水道は、県民の快適で衛生的な日々の暮らしや地域の経済活動を支える重要なインフラであり、その処理過程で発生いたします下水汚泥という地域資源を最大限に活用することで、私は、循環型社会の形成に向けた取組を推進していきたいと考えております。

今般、岩木川浄化センターにおける既存焼却炉の老朽化に伴う更新に当たりまして、焼却、燃料化、肥料化といった下水汚泥の再生利用について検討を重ね、官民連携手法によります汚泥の肥料化事業に取り組むことといたしました。

この事業を進めるに当たりまして、本年七月に事業の実施方針と基本的な条件等を示した要求水準書案を公表しまして、先月下旬、入札公告を開始して、現在、事業に参画する事業者を広く募っているところであります。

今後は、来年度前半に事業者を決定し、その後、設計、工事を進め、令和七年度に施設を完成させた上で、令和八年度からの二十年間、肥料化施設の維持管理、運営、肥料販売を行う予定であります。

私は、下水汚泥という有用な資源を地域内で循環させ、地域に還元する地産地消を目指す本事業にしっかりと取り組んでいきたいと考えているところであります。

以上であります。

○議長（三橋一三） 青山副知事。

○副知事（青山祐治） 八月三日からの大雨による農作物被害対策について、冠水被害を受けたリング園地における被害対策の実施状況についてお答えいたします。

八月の記録的な大雨により、岩木川水系河川敷のリング園地において甚大な被害が発生したことを受け、県では、国に対して、県議会と共に果樹産地再生に向けた支援対策を要請したところ、国は、九月中旬に、リング樹の樹勢回復や堆積した土砂の影響防止に向けた生産者の取組を支援する緊急対策を創設いたしました。

また、県独自の対策としては、九月補正予算により、市町村が行う園地に流入したごみ等の処理に係る経費を支援することとしたところです。

被災園地においては、谷川議員をはじめ、県内や全国各地から駆けつけていただいたボランティアの皆様の活動により、流入したごみ等の撤去作業や処理場への運搬が十一月末をもっておおむね終了し、今後、根雪までの間には堆積土砂の影響を防ぐ耕起作業を終える見通しで、来年の生産に向けた準備が整いつつあります。

また、被災した生産者に対しては、各産地協議会が国の支援対策の周知や補助金の申請受付を行っており、令和五年三月下旬までには補助金が支払われる見込みとなっております。

さらに、県では、現在、関係市町と連携して、園地の移転や改植など、今後の営農の意向を確認しており、個々の希望に応じて代替農地の確保や改植、新植等の支援制度の情報を提供するなど、被災農家にしっかりと寄り添いながら、リング生産の継続や経営継承などを支援

してまいります。

○議長（三橋一三） 総務部長。

○総務部長（小谷知也） 物価高騰による私立学校経営の負担軽減に向けた県の取組についてお答えいたします。

現在、光熱費等の物価の高騰が長期化しており、県内私立学校についても、経営への影響が懸念されることから、県では、私立学校の負担の軽減を図るため、光熱費の高騰相当分に係る経費について補助することとし、本定例会に所要の予算を計上して御審議いただいているところでございます。

具体的には、私立の高等学校、中学校、幼稚園、専修学校及び各種学校の計百三校を対象として、園児・生徒数が十九人以下の場合は、一校当たり定額五万円を、二十人以上の場合は、園児、生徒一人当たり二千五百円を交付することといたしております。

○議長（三橋一三） 企画政策部長。

○企画政策部長（東 直樹） 地域公共交通の維持に向けた県の取組についてお答えいたします。

地域公共交通は、通院、通学、買物をはじめ、県民が安心して暮らしていく上で、また、観光客の移動手段としても重要な役割を担っています。

このため、県では、コロナ禍で経営に甚大な影響を受けている地域公共交通事業者の事業継続に向けた支援のほか、路線バスへのＩＣカード導入等の感染防止の取組、各事業者のデジタル化や新サービスの提供などといった利用促進の取組、バス、タクシー、民鉄の業界団体による利用促進キャンペーン等に対する支援など、必要な対応を行ってまいりました。

また、昨年から続く原油価格高騰を踏まえ、今年度の六月補正予算では、県外との交流に必要な輸送サービスである高速バス及び地域住民の生活の足であるタクシーの事業継続のための支援措置を講じたこと

ころです。

しかしながら、原油価格の高止まりに加え、急激な円安等を背景とする物価高騰による車両維持経費の増加など、高速バス及びタクシーを取り巻く経営環境は一層厳しさを増していることから、事業継続のためにさらなる支援をすることとし、本定例会に所要の予算を計上し、御審議いただいております。

県としては、今後とも、交通事業者を取り巻く環境の変化を見極めながら、関係機関と連携し、地域公共交通の維持に向けて必要な支援を行ってまいります。

○議長（三橋一三） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田 翔） 御質問の二点にお答えいたします。

まず、物価高騰下における医療・福祉施設等のサービス確保に向けた県の取組です。

県民の健康と福祉を保持増進させる上で必要な医療・福祉施設等においては、各サービスの提供に当たり、電気、ガス等の使用が不可欠ですが、サービスの対価は診療報酬や介護報酬等で定められており、これらの事業者が独自に価格を変動させることができないことから、昨今の物価高騰の影響をより強く受けているものと認識しています。

このため、県では、医療・福祉施設等が電気代等の光熱費がかさむ冬期間においても安定的に事業を継続できるよう、医療・福祉施設等に対して支援金を支給する県独自の医療・福祉施設等物価高騰対策支援事業を実施することとして、一般会計補正予算案に所要の経費を計上し、本定例会において御審議いただいております。

続いて、子供の貧困対策における、特に独り親家庭への就労支援などについてです。

県では、青森県子どもの貧困対策推進計画と一体的に策定している母子家庭等自立促進計画に基づき、独り親家庭に対する就労などへの支援を総合的に進めているところです。

具体的には、自立支援教育訓練給付費補助事業として、独り親家庭の親が就職に有利な資格取得のための教育訓練講座等を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する事業を実施しており、令和三年の実績は、市実施分を含めて県全体で三十一件となっております。

また、高等職業訓練促進給付費等補助事業として、独り親家庭の親の就職を支援するため、看護師などの資格取得に係る受講期間中の生活の負担軽減のための給付金を支給する事業を実施しており、令和三年の実績は、市実施分を含めて県全体で五十件となっております。

さらに、公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会への委託により、就業相談員による就業相談や、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を取得するための講習会の開催などの事業を実施しています。

これらの就労支援については、独り親家庭の方が活用できる支援制度を記載したパンフレットを作成し、市町村や県母子寡婦福祉連合会、ハローワークなどの関係機関を通じて周知を図っており、県としては、今後も独り親家庭の経済的自立や安定した生活につながるよう支援していきます。

○議長（三橋一三） 農林水産部長。

○農林水産部長（赤平次郎） 八月三日からの大雨による農作物被害のうち、津軽地域における被害の状況についてお答えします。

八月三日からの大雨による津軽地域における農作物の被害額は約六十九億五千三百万円となっております。県全体の約八割を占めています。

主要作物別には、野菜、花卉の被害額が約二十三億四千七百万円で、西北地域におけるメロン、ナガイモ、ネギなど、露地野菜の冠水被害が中心となっております。

果樹の被害額は約二十二億九千万円で、このうち、岩木川流域を中心としたリンゴの樹冠浸水の被害額が約二十一億二千万円と大部分を占めております。

水稲の被害額は約二十億九千九百万円で、堤防の決壊などにより、

広範囲に浸水した山田川の田光沼及び中里川の周辺において、大きな被害が生じたところで。

○議長（三橋一三） 県土整備部長。

○県土整備部長（宮本健也） 御質問三点にお答えいたします。

最初に、青森空港有料道路の料金割引社会実験についてです。

青森空港有料道路の料金割引社会実験は、料金徴収期間延長に伴うサービスマス向上策の一つとして、往復料金割引を実施した場合の効果や収支計画への影響等を確認するため、平成二十九年七月から開始し、その後、三度の延長を経て、来年三月三十一日まで実施することとしています。

社会実験開始後の二年間は、開始前に比べて利用台数が約二二%増加し、料金割引を実施しているにもかかわらず、料金収入が約七%増加するなど、社会実験によって大きな効果が見られていました。

コロナ禍の影響を受けた三年目以降は、利用台数、料金収入ともに二年目までに比べて減少に転じたものの、これは、青森空港の利用者の減少による影響が大きいものと考えられます。利用台数の内訳によると、往復割引の利用台数は、コロナ禍でもほとんど変動がなく、また、利用台数は、社会実験前に比べて約一〇%増加していることから、コロナ禍にあっても社会実験は一定の効果があったものと考えております。

県としては、コロナ禍では恒久的な料金割引制度への移行に向けた割引効果について正確な検証を行うことは難しいと考えており、これまでの効果も踏まえて、料金割引社会実験をさらに延長する方向で検討してまいります。

次に、岩木川浄化センターにおける下水汚泥の肥料利用に関する御質問のうち、発生汚泥の見込み量と事業で求めている肥料の品質についてお答えします。

岩木川浄化センターで一日に発生する汚泥量は、肥料の生成が始ま

令和八年度において、一日平均七十トン想定しています。汚泥量は日々変動するため、入札に当たっては、一日最大九十トンまでの変動に対応できるよう考慮した運営計画の提案を事業者に求めています。

また、本事業では、条件設定を必要最小限とすることで、民間事業者のノウハウと創意工夫を最大限に引き出すこととしており、県が入札公告等で示している肥料の品質の条件は、生成される肥料の臭気が少ない好気性発酵のものであること及び肥料の品質の確保等に関する法律に基づく公定規格を満たすものであることとしています。

県としては、民間事業者の技術を活用することにより、安全で安定的な品質の肥料の長期的な供給が可能となることを期待しています。

次に、生成した肥料の地元消費のための取組についてです。
岩木川浄化センターは、施設規模が大きく、生成される肥料の量が多いため、事業を安定的に継続する上で、肥料の販路確保は重要と考えています。

そのため、要求水準書では、肥料販売運営業務について、地域内で消費する販売運営計画の立案、施用による土壌、農作物への影響評価、適正使用の指導・助言体制の構築といった利用促進活動を通じて、地域の利用者の信頼と理解を得て、肥料を余剰なく販売することを求めています。

また、事業者に求める技術提案において、岩木川浄化センター内の肥料譲渡施設における販売促進や、県内における肥料の販売促進の提案を評価することとしています。

なお、県といたしましては、地域での肥料の消費を後押しするため、事業者者に協力し、肥料のPR活動や利用者への働きかけを行い、地域での消費拡大を図りたいと考えています。

○議長（三橋一三） 教育長。

○教育長（和嶋延寿） 御質問のうち、学校における子供の貧困対策

として、スクールソーシャルワーカーの役割と活用状況についてお答えします。

各学校では、児童生徒が家庭の経済的な問題に影響されることなく安心して学ぶことができるよう、スクールソーシャルワーカー等の外部人材と教職員が連携し、チーム学校として組織的な対応を進めていく必要があります。

中でも、スクールソーシャルワーカーには、社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向け、支援していくことが期待されています。

このことから、県教育委員会では、スクールソーシャルワーカーを県内全ての中学校区に配置するとともに、県立高校六校に配置し、各学校からの要請に応じて派遣し、児童生徒を支援しています。

特に児童生徒の家庭の貧困などの課題に対しては、スクールソーシャルワーカーが学級担任、養護教諭等と児童生徒の状況を情報共有しながら、家庭訪問への同行による保護者等への働きかけや、市町村の福祉機関、児童相談所等の関係機関による支援につながるよう取組を進めています。

県教育委員会では、誰一人として取り残されることなく、全ての児童生徒が安心して学ぶことができるよう、引き続き、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、教育と福祉の連携に努めていきます。

○議長（三橋一三） 警察本部長。

○警察本部長（磯 丈男） 横断歩道における交通安全対策に関する御質問三点のうち、初めに、横断歩道を通行する歩行者等を妨害したとして取り締まった件数についてお答えいたします。

最近三年間の横断歩行者等妨害等違反の検挙件数は、令和元年が九百五件、令和二年が九百七十五件、令和三年が千五百五十七件となっております。

なお、本年十月末現在での検挙件数は千八百十六件で、前年の同時期と比べ、五百四十六件の増加となっております。

次に、横断歩道の標識がない場所において誤って検挙した事案に対する再発防止対策についてお答えします。

今回の事案につきましては、横断歩道標識を設置する際、警察庁で示している交通規制基準を警察本部の工事担当者が誤って解釈していたことが原因です。

具体的には、信号機のない横断歩道には、全ての方向から進行する車両より視認可能な標識を設置する必要があるのですが、十字路交差点の場合は前後一か所ずつ、丁字路交差点の場合は一か所に標識を設置すればよいと誤って判断した結果、不適正な交通規制に基づく検挙をしてしまったものです。

県警察といたしましては、今後は警察庁の交通規制基準を確実に確認して適正な交通安全施設の整備に努め、同種事案の再発防止を徹底してまいります。

なお、現在進めております県内全ての信号機のない横断歩道約六千五百本の調査は本年度中に終了し、来年度以降、計画的な道路標識の整備を進めてまいります。

次に、横断歩道において歩行者被害の交通事故を防止するための県警察の取組についてお答えします。

県警察では、本年の交通警察の推進重点の一つに歩行者安全対策の推進を掲げ、歩行者保護に関する各種取組を推進しております。

主な取組としては、毎月一日、十五日を歩行者安全対策強化日に設定し、横断歩行者等妨害等違反の指導取締りと交通指導隊、交通安全母の会等の関係団体と連携した広報啓発活動を組み合わせた諸活動を推進しているほか、年間を通じて横断歩行者等妨害等の交通指導取締りを強化しております。

また、「「ハンド&サンクス」で安全横断」をスローガンに掲げ、

歩行者に対し、交通安全教室などにおいて横断する際、運転者に横断する意思を明確に表示すること等を啓発することにより、歩行者の安全な交通行動の実践の促進を図っているほか、運転者に対する歩行者保護意識の醸成にも努めております。

加えて、「横断歩道は歩行者優先」推進事業として、県の重点事業の予算を活用し、タレントの王林さんを起用した歩行者保護を呼びかけるラッピングバスを県内三地区で運行しているほか、バスの中づり広告の掲載やテレビCMの制作、放送などにより、県民に歩行者保護意識の浸透を図っております。

日没が早くなる年末に向けては、トワイライト3H作戦と銘打って、交通安全教育活動や広報啓発活動を通じ、早めの点灯、ハイビームの活用、反射材の着用の浸透を図り、薄暮時間帯における歩行者保護を図るための活動を推進しているところです。

○議長（三橋一三） 谷川議員。

○九番（谷川政人） 質問した六項目についてそれぞれ御答弁をいただきましたが、再質問はいたしません。ただ、大雨によって冠水したリンゴ園地について、一点意見を申し上げたいと思います。

大雨によって冠水被害に遭ったリンゴの木は、今年、リンゴを収穫することができないことはもちろんですが、ホルモンバランスを崩してしまい、通常は春に咲く花が九月に咲き、結実、未成熟果が幾つもできてしまったという現象が被害のあった河川敷の園地で確認されております。

また、昨日のニュースでも取り上げられておりましたが、冠水した影響でリンゴの木の葉っぱが落ち、花芽に蓄積している養分が少ないことから、冬に凍害を受ける危険性が高いことや、葉を取ってしまった枝は、二年後まで着果に影響が出るとの研究もあり、再来年まで影響が残る可能性もあると専門家が懸念しております。

どうか知事をはじめ、執行部におかれましては、こうした実態を重

く受け止めながら、今後も被災生産者に寄り添い、可能な限りの支援を国や基礎自治体及び関係団体と連携して取り組んでいただくことを切にお願い申し上げます。質問を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（三橋一三） 以上をもって本日の議事は終了いたしました。

明日は午前十時三十分から本会議を開き、一般質問を継続いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時四十四分散会